

第 40 回神奈川県障害者自立支援協議会 議事録

| | |
|--------------|--|
| 開催日時 | 令和 8 年 2 月 16 日（月）13 時 30 分から 16 時 30 分まで |
| 開催場所 | 神奈川県庁西庁舎 7 階 7 0 1 会議室 |
| 出席者 (敬称略) | <p>【会長】鈴木委員</p> <p>【委員（名簿順）】小山委員、小泉（智）委員、山崎委員、吉田委員、岡西委員、八重樫委員、柳沢委員、村井委員、田中委員、笹田委員、安田委員、菊本委員、森下委員、高橋委員、中村委員、竹田委員、関野委員、井上委員、川本委員</p> <p>【代理出席】谷畑氏（奈良委員代理）、三瓶氏（杉山委員代理）</p> <p>【欠席】下条委員、小泉（亜）委員</p> |
| 傍聴者 | 1 名 |
| 次回予告 | 令和 8 年 8 月頃 |
| 担当者 | 障害福祉課企画グループ 副島 電話 (045)285-0528 ファクシミリ (045)201-2051 |
| 掲載形式 | 議事録 |
| 協議会経過 | 下記のとおり |
| 議 題 | |
| 1 協議事項 | <p>(1) 2つの県共通目標への取組について</p> <p>①「セルフプラン率の前年度末比1%削減」及び「グループホームの充実と質の向上」に向けた取組状況</p> <p>②各圏域協議会等の課題解決に向けた取組について</p> <p>③神奈川県障害相談支援広域アドバイザーの取組について</p> <p>(2) 県共通課題の解決に向けた各圏域での取組結果を受けての今後の方針について（分析と提案）</p> <p>(3) 研修企画部会への新委員参画と要綱の改定について</p> <p>(4) 障害者支援施設等の利用希望に係る実態調査結果を受けての今後の対応（入所の仕組みの対応案）について</p> |
| 2 報告事項 | <p>(1) 研修企画部会の開催状況について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・相談支援従事者研修の開催状況について ・基幹相談支援センター連絡会の開催状況について ・相談支援事業所開設促進セミナーの開催状況について ・神奈川県相談支援従事者人材育成ビジョンの普及啓発の状況について |

- (2) 権利擁護部会の開催状況について
- (3) 新たな地方独立行政法人の設立について
- (4) 県立中井やまゆり園において利用者本人参加による個別支援計画の作成を適切に行っていなかった件について

3 資料提供

- (1) 県立中井やまゆり園における利用者支援等の改善について
- (2) 「企業から福祉へ！応援プロジェクトフォーラム」チラシ

配布資料

1 協議事項

- 【資料1】 2つの県共通目標への取組について
- 【資料2】 各圏域協議会等の課題解決に向けた取組について
- 【資料3】 神奈川県障害相談支援広域アドバイザーの取組について
- 【資料4】 県共通課題の解決に向けた各圏域での取組結果を受けての今後の方針について（分析と提案）
- 【資料5】 研修企画部会への新委員参画と要綱の改定について
- 【資料6】 障害者支援施設等の利用希望に係る実態調査結果を受けての今後の対応（入所の仕組みの対応案）について

2 報告事項

- 【資料7】 研修企画部会の開催状況について
- 【資料8】 相談支援従事者研修の開催状況について
- 【資料9】 相談支援事業所開設促進セミナーの開催状況について
- 【資料10】 神奈川県相談支援従事者人材育成ビジョンの普及啓発の状況について
- 【資料11】 権利擁護部会の開催状況について
- 【資料12】 新たな地方独立行政法人の設立について
- 【資料13】 県立中井やまゆり園において利用者本人参加による個別支援計画の作成を適切に行っていなかった件について

3 資料提供

- (1) 県立中井やまゆり園における利用者支援等の改善について
- (2) 「企業から福祉へ！応援プロジェクトフォーラム」チラシ

議事録

《事務局による進行》

- ・ 協議会の運営に関する事務連絡（資料確認及び委員の改選、出欠席の確認）
欠席：下条委員、小泉（亜）委員
代理出席：奈良委員の代理で谷畑氏が出席、杉山委員の代理で三瓶氏が出席
- ・ 依田副課長挨拶

《鈴木会長》

皆様こんにちは。お忙しい中お集まりくださいますありがとうございます。本日第40回の自立支援協議会ということでございます。4時半まで大変長い時間でございますけれども、協議事項、報告事項ともたくさん出ております。時間が許す限り、皆様からいただきましたご意見をもとに進めてまいりたいと思います。どうぞよろしくお願い申し上げます。

まず、本日の議事の流れでございますけれども、次第に沿って協議、報告という形で進めさせていただきます。たくさんの議題がございますので、ご説明、ご意見等は簡潔な中に要領を得た形をお願いを申し上げます。では、早速議事に参りたいと思います。

協議事項の1番、二つの県共通目標への取り組みということでございます。セルフプラン率の前年度比1%削減、それからグループホームの充実、質の向上という、共通で取り組んでいくことを定めているわけですが、こちらについて議論してまいりたいと思います。それぞれたくさんのご意見があろうかと思っておりますので、一つずつ進めさせていただきます。

では、一つ目のセルフプラン率の前年度比1%削減ということにつきまして、ご説明を賜りたいと思います。資料1に基づきまして、横浜市、川崎市、相模原市、県域、それぞれの順番でご説明をお願いします。では、最初中村課長からお願いできますでしょうか。

《中村委員》

横浜市の障害施策推進課の中村でございます。お手元の資料に沿って、ご説明をさせていただきます。

セルフプランの低減の方でございますけれども、先に結論だけ横浜市の状況を申し上げます。セルフプランの方は大体4割弱で推移をしているところがございます。言い換えると、計画相談の方の実施が6割超える位の状況で、ここ数年推移をしている状況でございます。

先に（2）の成果と課題のところで申し上げますと、成果は2019年から比較すると、計

画相談をご利用されている方が五千人弱増えているような状況があります。とは言いながら、計画相談の実施率自体、セルフプランの率自体が変わらないというところの現象からすると、障害福祉サービスをご利用される障害のある方自体の全体としての母数、サービス利用の方が増えているという中で、計画相談の相談員の育成等はしていますけれども、それにまだ追いついていない状況だと思います。利用される方の人数自体は五千人弱増えているけれども、率が下がらないというのは、やはりその部分が一番の原因かと思っています。そういう中で、横浜市としては、上の（１）の取り組みの経過のところがございますが、初任研修、現任研修を毎年度 144 名の定員枠で実施をしているという状況がございます。これをもっと増やして育成するという考え方もあるかもしれませんが、やはり障害のある方に対する計画相談を適切に行うという中では、支援の質もございまして、会場も大きいところで、200 人、300 人で実施するののかという話も含めて、現実的には難しい状況です。

また、講師陣等も含めて難しい中で、今横浜市としてはこの人数がギリギリマックスのような状況というところがございます。現任研修自体が更新制でございますので、そこで現任の希望されている方の取りこぼしもないので、この 144 の定員で引き続き実施をしながら進めていきたいと考えております。支援者自体が増えて、計画相談を利用される方が増える中でいうと、どこかで定員を増やすとか、やり方を変えなければならない時期が来るのかもしれませんが、現状としては、今の取り組みを引き続きやっていくというところがございます。

また、新規の計画相談の専門員の配置をした場合について、横浜市から補助金を交付する制度も設けております。これについては 3 年ほどになります。実施をしてから新規で相談員さんをお雇いになって、30 ケースの計画を対応していただいた事業所に対して、30 万円の助成を実施しております。川崎市さんの資料でも書いてありましたけれども、金銭的な部分、金額的な経営面という部分も課題としてあるかと思うところもありまして、制度を設けております。

また、こういう場で言うのも適切でないかもしれませんが、神奈川県にも、令和元年頃に運営に対する補助金事業もありましたので、そういったものもできれば復活していただいて、経営的な安定を図っていければありがたいと思っているところがございます。

また、計画相談を新たに開設しようという事業所に説明会も実施しております。相談系サービス事業所の開設説明会というものも実施しております。横浜市だけでなく基幹相談支援センターの方にもご参加いただいて、地域で計画相談を実施するにあたって、基幹相談支援センターでしっかりとフォローアップできるような顔つなぎもここで行っております。事業所の量と質の両方を確保しながら実施をしていくということでどのようなことをもっとやっていけばいいのか、私どもも手探りの状況でございますので、本日他市の

状況もお伺いできるということで、楽しみにしておりますけれども、効率的な運営や、効果的な手法について検討を横浜市としてもしていきたいと思っております。

以上です。

《鈴木会長》

ありがとうございます。

順にご説明いただいた後で、御質問、御意見を承りたいと思います。では、続きまして川崎市、よろしくお願いいたします。

《竹田委員》

川崎市竹田でございます。

考え方は横浜市と同じで、計画相談が少ないながらも、今対象者が増えていまして、それを上回るサービス利用者数の伸び、件数が増えておりまして、それとともにセルフプラン率は下がらないという状況が続いています。開設セミナー、新規開設の単独の補助金等、一定程度まとまった計画相談をやっていただく事業者に対する報奨金を出しています。これも五年位続けていますが、これをもって根本的な課題解決にはなっていないという状況になっております。

また相談支援の人材、計画相談以外にも、市が相談支援事業を委託している相談支援センターもあり、相談支援の人材は結構ベテランの方がいらっしゃるもので、どうしても施設の施設長や、サービス管理責任者になる人材ということもあって、法人全体の重要なポジションに就かれることもあり、なかなか相談支援だけで人材のやりくりが完結しないところもあるので、そのあたりをどうするか、市内でも法人、また市内でも今議論をしているところです。

以上です。

《鈴木会長》

はい、ありがとうございます。

では続きまして相模原市、よろしくお願い申し上げます。

《谷畑氏（奈良委員代理）》

相模原市の高齢・障害者福祉課の谷畑と申します。よろしくお願いいたします。本日課長が議会対応のため代理で出席をさせていただきます。

セルフプラン率ですけども、横浜市、川崎市と同じように、相模原市も取組は進めてい

ますが、改善がなかなか図れないというところでございます。

資料をご覧くださいまして、取組としては、研修等を実施しておりますが、今年度から協働型の事業所の促進を始めております。機能強化型加算を取得している事業所が相模原市だとありません。やはりそれだと経営も苦しいので、神奈川県で実施していただいている研修等ももちろん参加はさせていただいていますが、市の方でも独自に昨年12月の自立支援協議会地域生活支援拠点等体制検討ワーキングが実施主体となり、基本報酬のアップを目的とした研修を実施しました。主に機能強化型加算取得、少しでも報酬を確保していきましょうという目的で実施しております。

成果と課題ですけれども、報酬、加算に関する研修は38名、オープンデスクという形で相談支援専門員同士のネットワークの構築と、情報共有を目的に行うものは24名。質の向上と基本報酬アップ、協働型の研修は34名の参加でした。協働型に関しては、相模原市で相談支援事業所の方たちにどうしたら協働型で実施ができるか、課題も聞いて対応しているところです。今後、地域生活支援拠点の整備と併せて検討していきたいと考えているところでございます。

また、引き続き研修も継続して、少しでも計画相談の事業所、計画相談を使用される方が増えるように、取り組んでいきたいと考えております。

以上です。

《鈴木会長》

ありがとうございました。

では、県域からの説明ということでお願いします。

《事務局（県域の分を説明）》

県域内5つの障害保健福祉圏域がございまして、県域という取りまとめで、取組成果と課題についてお伝えします。

セルフプラン率に関して、県域では令和6年度から組織しております圏域ナビ連絡会議を中心として、1点目に地域アセスメントをそれぞれの圏域において実施したこと、人材育成ビジョンの活用が2点目、相談支援事業所の拡充に向けた働きかけが3点目、県障害福祉課としましては、4点目に相談支援従事者研修の開催、5点目に相談支援事業所開設促進セミナーの開催、と、それぞれ取り組んでおります。成果としては、市町村ごとの特色もあり、地域アセスメントの経過では、相談支援体制整備の方法に関して、柔軟に考えていく必要性を再確認ができました。

2点目、人材育成ビジョンは、人材育成と相談支援体制に対する県の考え方について関係者間で共有する機会を持っております。

3点目、セルフプラン率は、全県としては上がってしまいましたが、個別に確認したと

ころ、寒川町、伊勢原市、海老名市、愛川町、湯河原町では児者ともに低減することに成功しております。

4点目、直接話を聞いた市町村が県央と県西にございまして、体制整備に向けた具体的な方向性の対話を行えたことは、今回実績として挙げさせていただいております。

5点目は研修の修了者、こちらは普段から実施していることですが、修了者を主任も含めて確実に出せていることと、6点目の、県域に限ってでございますが、相談支援事業所の新規指定は、今年度1月末現在で27の申請が新たにございました。

課題として、先ほども申し上げましたが、県全体でのセルフプラン率は上がってしまったこととございます。社会資源が不足しているエリアがございますが、基盤が脆弱かなというところ、専門員、事業所ともにまだまだ不足しているというところ、経営に課題を持っている事業所のフォローアップ、この辺が課題かと感じております。

今後については、まだ直接話を聞きに行けていない市町村にも確実に出向いて行き、相談支援体制整備に向けて必要なことを話し合う場を持つこと、研修の継続開催、相談支援事業所開設促進セミナーに関しましても、運営をサポートするような内容の構成なども改めて再検討の上で実施を想定しております。

以上、県域からの報告ですが、障害保健福祉圏域ナビの代表の岡西委員から、補足をお願いします。

《鈴木会長》

はい、ありがとうございました。 では、岡西さん。

《岡西委員》

全体的な説明はしていただきました。今年度に関しては、菊本アドバイザー、県、我々圏域ナビが、定期的に2つの県共有課題を持って、一つは地域アセスメントを改めて丁寧に行ったことで見えてきたこと、あるいは基礎自治体の方々、地域の民間の方々への働きかけ等が少しずつ進んできたというところが、なかなか数値的には確認しにくいところではありますが、それ以前と比較して、課題意識は高まったところの一つ挙げられると思います。

人口減少地域に関しては、やはり社会資源、相談支援に限らず、更なる地域アセスと障害福祉業務の施策以外の部分、この資料では重層のことも少し触れておりますが、この点なども次年度に向けては色々な整備・検討をしながら取り組むことが共有されています。

以上です。

《鈴木会長》

はい、補足ありがとうございます。

《菊本委員》

私からも報告をさせていただきます。今日の協議事項の（１）③、広域アドバイザーの取組について、資料３をお目通しいただければと思います。

今年度から広域アドバイザーということで活動させていただき、色々なことが見えてきました。資料３の１ページをおめくりいただいたところに、活動報告書を昨年１２月末現在での数字等を書かせていただきました。概ね、派遣の回数としては２５回程度、訪問を入れて、７８件程度の対応をさせていただきました。その中で、今回県の共通目標にもなっております、セルフプラン率の１％削減と、グループホームの充実と質の向上に向けた取組について、圏域ナビの方々と力を合わせて、この問題について努力をさせていただいたわけです。

結果につきましては、先ほどから何度かご報告があるように、セルフプランの１％削減については、逆に１％程度伸びているというようなところで、もっと改善を進めていかなければいけない状況がありますし、そのことの取組のポイントとして、年度初めからお話をしておりまして、まず事業所における一人職場の問題、要するに相談員が孤立化して誰にも相談できないというような状況を県域内で少し解消できないだろうかという点、それから兼務の職員が多数いらっしゃるということも背景にあって、本来兼務は国でも認められた指定要件でもありますが、業務内容から言って、兼務で行うことが、質の向上や数の上積みといったところにはつながりにくいということで、この点についても圏域ナビの方を中心に、基幹相談支援センターがある地域は基幹相談支援センターとともに、そういった事業所の現状の把握、それから必要に応じてコンサルテーション等々を行っていただき、効果が現れた地域もあったと思っています。

今年度は、県西ナビが新しく変わりました。県西地区の方に柳沢さんと一緒に私も入らせていただいて、やはり丁寧に地域アセスメントすると、事業所がどこに困っているとか、相談員一人一人が、計画相談について具体的にどんな形で取り組んでいるかを見聞きして、そこに効果的なスーパービジョンやコンサルテーションをすることによって、事業所の計画相談にまつわるところは改善してくることが、見えてきたところでございます。

また一方で、新たな地域の状況が見えてきたというところでは、大都市の問題と、それから人口が減少している地域の問題ということで、両極端のお話をしていますけれども、やはり大きな大都市圏については、いわゆる一般的には年間５％程度ずつ障害福祉サービスを使う方が伸びるといった推計のあり方について、相談支援の体制が追いついていないという現状がございます。

また、人口減少が進んできている、もともとそういった背景を受けて社会資源が少ない

といった地域では、もうそろそろ障害分野だけでこの問題を解決したり、そこを改善していくということの限界値も見えてきていて、それに気がついた行政の方も、どこと、どう組んで、いわゆる国が提唱しています重層的な相談支援体制に転換をしていく、そういったものを取り入れていくということも、課題として見えてきていることもあって、私の報告書の中で具体例を取り上げさせていただいておりますが、圏域ナビと一緒に入らせていただいて、次年度以降が本格的な活動になってくるかと思えますけれども、そういったものも見えてきた一年でございました。

ですので、今年度につきましては、具体的な活動をしていただいた中で、色々と新たな問題というか、それから今年度の活動について反省すべき点も見えてきておりますので、その辺を圏域ナビの方々と一緒に会議を重ねながら、次年度に向けた効果的な取り組みを進めてまいりたいと考えているところです。以上でございます。

《鈴木会長》

はい、ありがとうございます。

政令3市の皆様、そして県域について、菊本アドバイザーからも、アドバイザーとして見えてきたことも報告いただきました。

この望まないセルフプランの低減というのは、いよいよ国の目標としても、こういったものが見えてくる中で、どういった形で、望まないセルフプランの低減イコール相談支援の充実というふうに捉えながら、どう進めていくのかということをお客様から、もう少しご意見いただきたいと思っておりますが、いかがでございましょうか。皆さんの中でご意見がある方いらっしゃいましたら、お願いいたします。

どうぞ、小泉委員からお願いします。

《小泉（智）委員》

政令市は、運営安定のための単独の加算等をつけられたりして、他の地域の市町村でも、少しでもそういったプラスになるものがあれば良いと思っておりますが、どういった時期に、どういった立場の人が、どういう風にアプローチしていくとよいでしょうか。

《鈴木会長》

はい、ありがとうございます。

この辺り、どうでしょうか。なかなかお答えになりにくいところもあろうかと思えます。横浜市、川崎市など、市単独でそういった補助をしているというところもございますけれども、どうでしょうか。

《事務局》

意図は非常に承知をしております、ここはなかなか説明しづらいところもありますが、おそらくそういった補助金、予算で考えると、一つは国からの補助金が出るタイミングと、どの部分に使えるのかでございます。

県の予算で考えますと、夏ぐらいからそういった動きはあろうかと思えます。ただ、どなたにというのは、おそらく所管課にまずはご相談をいただくくらいしか、ご説明は現段階ではできないと思えます。なかなか神奈川県で、こういった個々に補助金を出すということができていないというところもでございます。財政上の問題も非常に緊迫しておりますので、そういったところも踏まえて、またご相談させていただくというか、お話を聞かせていただければと考えております。

よろしく願いいたします。

《鈴木会長》

県として、なかなか難しいという部分もあるようでございます。私が申し上げるまでもないところでございますが、今般の方向性が国から示されている中では、計画相談は市町村がやるべきものということではあります。ただ、都道府県もそういったものについて積極的なバックアップをしていかなければいけないというものが示されておりますので、どういった形のバックアップか、お金か、お金ではないのか、その辺は分かりませんが、ぜひ私からも良い形での応援をお願いしたいと思っております。ここで大きな声で言えばもうすぐ予算つくぞ、と言いたいところではありますが、なかなか色々あるようです。

他にいかがでしょうか。各政令市、また県域での取り組み等々を見て、何かございますか？

《森下委員》

この1%は、国が「望まないセルフプラン率を0にしよう」と、2029年度までに目標値を定めているみたいですがけれども、全国のセルフプラン率を見ると、セルフプラン率が高いのは大都市圏、あるいは人口が集中しているところです。47都道府県の中で、セルフプラン率が相当数高いのは、全体の半分もないです。ということは、国全体からすると、結構セルフプラン率も下がっていて、下手すると、先ほどお話があったように、地方によっては人口減少の関係で、逆に障害福祉だけで行き届かないところもあるみたいに、全国一律で目標を持つこと自体が課題になると率直に思います。神奈川県では5%くらい利用したい方が増える中、相談員がなかなか増えなくて母数は増えている。多分実際にはセルフプラン率は少しずつ少なくなっているはずで、つまり、母数が大きくなると、率は下が

っていくはずですが上がっている。そもそも分析の仕方が間違っているのではないかと正直思います。

相談員が増えない社会的な背景に、2つの大きい課題があります。一つは福祉を目指す専門大学で学び、専門職的な要素を持った人が、この業界に集まらなくなっているということ、二つ目が相談支援の資格を取るためにある一定の条件があり、研修で言うならば、前よりもだんだん複雑になり取りにくさが生まれている。また、先ほど言った事業所内の異動の問題もあり、現実味をあまり帯びていないということがあって、本当に、この目標を旗印にしていくことが現実的なのかということです。

現実的に1%削減しなければいけないのであれば、僕は質ではなくて量的なものでカバーしていくしかないだろうと思います。いくら質の高い職員がいたとしても、件数をこなさなければいけない時に、これは量の問題ですから、量をこなすためにはという話になっていくと思います。

今の計画相談を含め、色々なことに対する規制緩和もどんどん進めないと、環境のハードルが上がりすぎて、一つの計画を作るのに、相当時間がかかります。結果、質も下がるのではないかと。この構造自体に矛盾性を持たせ、これを脱却できないところで0%を目指すのは、大都市圏においては非常に、ニワトリとヒヨコの話ぐるぐる繰り返しているような気がします。

0%ではなく、本当に「質」でいくなれば、こういう「質」を目指していこうよということを目指して、率ではなくて件数が増えていく。件数が増えていくという目標値を持つこと。大都市圏においては件数を増やしていく。例えば前年度まで500件だったものを、翌年度は550件まで目指そうとか、件数を増やしていくような形をしないと、先ほど言った全国一律の率では、大都市圏はなかなか評価されるものにならない。ならば、大都市圏のための加算をつけてほしいというくらいの思い切った話をしないと、このニワトリとヒヨコの話は、どこまでも解消しない話をみんなが議論しあうという、無謀な議論のように感じているところです。

《鈴木会長》

森下委員、ありがとうございます。

おっしゃるように、本当にセルフプラン率の高さでは、神奈川が今ワーストになっておりますけれども、東京、千葉等々が、上がっている大都市圏となっております。そこに関して、しっかりとした向き合いも必要であると同時に、先ほど菊本委員からもお話いただいたように、神奈川というのは、都市部とそうでないところと、非常に対照的な自治体を有している町ですので、横浜、川崎のやり方と、例えば先ほど出た町のやり方は全然違ってくると思っています。とはいえ、相談支援という全国一律の制度、そして質を求められる

ものについて、大都市だからこれぐらいでいいとか、そういう話ではなく、しっかり考えていかなければいけないということを思わされました。他に皆さんから御質問、御意見いかがですか。

なかなか決め手となるものは出てまいりませんが、それぞれがやっていることについて、本日共有させていただいたところでございます。県に対するリクエスト等も色々ございましたが、ぜひ、この相談支援の質と量を、この両方を追いかけるのは難しいことは重々承知しておりますが、この辺りのことをやっていきたいと思っております。

また最後に、全体を通しての御意見、御質問をいただきたいと思っておりますので、続けて共通目標の2つ目の、グループホームの充実と質の向上につきまして先ほどと同様に、横浜市、川崎市、相模原市、県域という順番で、まず現状を共有したいと思います。

では、中村課長、よろしくお願いいたします。

《中村委員》

資料に沿って、説明させていただきます。

グループホームの支援の質の向上につきましては、横浜市はで集団指導等で、利用者に対して、給付について、算定の仕方とか、取得できる加算の説明、支援内容についての説明もさせていただいております。他都市でも、記載がされておりますが、地域連携の推進会議についても制度化されているということを集団指導等でも説明をし、運用を促しているというところがございます。

また、区の自立支援協議会、横浜市は18区ありますので、18区の中でまだ全てではないですが、地域の連携推進会議に関する説明会を実施しているところがございます。グループホームの関係団体等も、定期的な意見交換を実施しているところございまして、全体として給付の面の支援など、また支援の質の向上に向けた連携会議等の部分の説明に気を配っている現状でございます。成果と課題にも記載をしておりますけれども、グループホームについて支援の質の向上のため来年度に予算を確保し、市主催の研修の実施をしていく予定になっております。

グループホームの職員は、グループホームの職員自体が少人数職場での勤務ということもございますので、グループホームの職員を対象とした、支援の質の向上のための研修を来年度、横浜市で実施を、予定しているところがございます。また、直接的な支援の質の向上の部分、職員の支援スキルに、直接通じるものではないですけれども、来年度の予算で2、3名の小規模のグループホームに対する家賃、人件費の一部を補助することを、予算の中に計上してございます。こちらについては、強度行動障害でありますとか、医療的ケア等のある重度の障害の方、また高齢化によって少人数での支援が有用であるという方を対象とした、グループホームに対する助成制度を設けているところがございます。こち

らについては、直接の支援の質の部分にはつながらないかもしれませんが、ご報告をさせていただきます。

以上です。

《鈴木会長》

はい、ありがとうございます。

では、続いて川崎市お願いいたします。

《竹田委員》

川崎市の様子について、ご報告させていただきます。

昨年度、川崎市7区ありますが、そのうちの2区の区自立支援協議会の中で、グループホームが課題だと、課題提起いただいています。

具体的には、ホームの運営というよりは、自立支援協議会ですので、ご本人、またご家族がどんなことを困っているかということですのでけれども、そもそも自分の子供が入れるグループホームがどこにあるのかわからない、あったとしても空いてるかどうかかわからないという声を複数いただいているので、それをちゃんと見られる情報がないので、選びようがないというようなことを言われています。それをどういうふうに解決していこうかというようなことで協議会で話し合う中で、例えば川崎区の方が必ずしも川崎区のグループホームを利用するわけではないので、全市的な課題だろうということで、相談支援関係者の方と、またグループホームの事業者、これは全部ではないですけども、ご協力いただけるグループホームの関係者の皆さんに集まっていただいて、どういう風な情報だったら出せるのか、どういうふうなことであれば定期的に情報更新できるのかという話し合いの場を持ちまして、そこにも区の障害保健福祉の職員も全部入ってどういうふうにこの情報提供していくかという話し合いの場を、ネットワークミーティングという形でやっていただいているところでございます。

それで、(2)の成果と課題の②ですけれども、グループホームの空き情報や、細かいことまでは言えないですけれども、大体こういうふうな方たちが対象としたグループホームですという情報を、定期的に全市的に情報発信をしていく仕組みを作ったというのが、昨年度の取組ということになっております。

細かい内容については、後ろに参考資料をつけておりますので、ご覧いただければ思っております。

ただ、入るところまではそういった情報提供できますけれども、実際運営しているグループホームの質をどういうふうに高めていくのか、行動障害のある方ですとか、なかなか対応が難しい精神障害のあるような方をどうやって受け止めていけるかというような質

の向上みたいな取組については、まだそこまで手が出ていないので、そこをどういうふう
にやっていくかについては、今後の課題かなと思っております。

《鈴木会長》

ありがとうございました。

①の選定委員会の話を教えてください。

《竹田委員》

川崎市は、グループホームを整備するときに補助金が出ますけれども、補助金を出すに
あたって、どういうふうな体制、取組をするのかということが評価項目に入っていて、そ
れにより優先順位化がされるということです。これは事業者の入口の仕組みでございまし
て、これはどちらかというとな政策的な問題ですので、この協議会の仕組みとは別かと思っ
ております。

《鈴木会長》

では、相模原市お願いいたします。

《谷畑氏（奈良委員代理）》

まず、取組の経過でございます。12月に自立支援協議会の虐待防止検討部会で、市内の
グループホームを運営する法人に対して、虐待防止に関する研修を実施しております。

こちらが、結果としては、松が丘園において、1法人、職員14名に対して研修を実施し
ました。

こちらについては、虐待防止検討部会と日中支援型グループホーム評価ワーキングの連
携を今後取っていきたいというところが、今後の展開でございます。

次に、取組の経過の二つ目です。自立支援協議会日中支援型グループホーム評価ワーキ
ングで、市内の日中支援型グループホームに対しまして障害者自立支援法の第213条の10
に基づく協議の場を設置ということで、自立支援協議会の中でワーキングを作って、その
ワーキングのメンバーでグループホームの評価をして、フィードバックをしております。

こちらについては、現在ちょうど実施をしているところでございまして、28事業所に今
年度中に実施を全て完了する予定でございます。

こちらの課題ですけれども、事業所が今増えている中で、なかなかワーキングの委員から、
ずっとやっていくことがなかなかもうきついというところがありますので、今後どうい
うふうに対応していくのかは、検討が必要と考えております。

以上です。

《鈴木会長》

ありがとうございました。続いて県域より説明をお願いいたします。

《事務局（県域の分を説明）》

県域の資料の裏面が、グループホームに関する質の向上の取組になっております。

県域での取組成果課題についてですが、こちらも圏域ナビ連絡会議は令和6年度から組織しております。主なところとしまして、1点目が市町村障害福祉計画に基づくグループホームの整備状況について各市町村の状況を確認したこと、2点目に、支援の質に関する各自治体の基幹相談支援センターの関与の事例等々の確認いたしました。

3点目に、グループホーム連絡会の各市町村での設置有無、設置があれば、その内容、研修等の取組の確認というところです。

4点目に、グループホームと計画相談の一つ一つの事業所における、相談支援専門員との連携状況等の確認をそれぞれしております。

成果としましては、全県の中でそれぞれ見ていきますと、グループホーム連絡会を協議会の枠組みの中で位置付けた上で運営できている好事例があることを共有できたことですか、各圏域ごとにこういった自治体と連携した上で、グループホーム支援を図る取り組みができていく圏域があるというところを、確認ができたことですか、基幹相談支援センターとして、質の向上に向けたその訪問によるヒアリングですとか、実態調査を通して取り組んでいますというところでの、それぞれ好事例というところがあるというところでの確認ができたところが、挙げられております。

課題といたしましては、相談支援との連携による質の確保の仕組みづくりというところは、やっぱりまだまだ進んでいないかなという自治体も多いことと。

あと、医療的ケアが必要な方ですとか、行動障害のある方というところで、障害の重度化というところに対応できるグループホーム、こちらが少ない状況というところになっております。

今後につきましては、グループホームと、相談支援の連携の仕組みというところを改めて推進していくことと、グループホームの孤立化を防いで、支援の好事例を共有することで、質の確保を図っていくための連絡会の活用というところですね、考えていくことと、地域連携推進会議が、ホームの運営というところに反映させていけるような体制作りというところを、考えていきたいかなと、想定しております。

以上、県域からのご報告となります。

以上です。

《鈴木会長》

はい、ありがとうございます。

アドバイザーの立場から一言いただければと思います。

《菊本委員》

はい、ありがとうございます。

各圏域ナビで関わっていただいて、グループホームの連絡会等々で、少しずつですけれども、グループホームを中心とした地域のつながりができてきていて、今回連絡会の報告の中で少し見えてきた課題としては、要は、こういう連絡会を地域で開いてきた時に、先ほど川崎市からもあったかもしれませんが、要するに、ここへ出てこない事業所があるというところが、なんとなくそこについてのアプローチを、相談員としてはしていくというようなところが、もしかすると、そのグループホームの質の向上に向けて取組のフォローアップになっていくのではないかというのが、今年1年で少し見えてきたので、そこをまた次年度具体的にどうするかという話になっていくかと思います。

以上です。

《鈴木会長》

はい、ありがとうございます。

今、皆様から、この報告についての取組につきまして、グループホームの支援の質の向上という部分について、様々説明いただいたところでございますが、皆様から御質問、御意見、どうでしょうか。

それぞれですね、様々な仕組み、また分析等も聞かせていただいたかと思いますが、いかがでしょうか。

小泉委員、お願いいたします。

《小泉（智）委員》

地域連携推進会議で、新しく地域の方や当事者の方が会議に参加するようになったと思いますが、吸い上がった意見や、そこを見て聞いて改善したようなところは、ぜひ好事例共有してまとめたものが示されるととてもいいと思いました。

《鈴木会長》

はい、ありがとうございます。

地域連携推進会議の設置が求められていますが、ここに当事者の方が入ることで、改善事例等、何か皆さんからあればと思いますけど、どうでしょうか。

まだまだ取組途上というところでしょうか。ぜひそういったものも、やはりどういう形でより良いグループホームを作っていくのかというのは、基本的にグループホームの質はそれぞれ事業者が考えるべきところでありますけれども、ただ、個々の事業所では、先ほどのお話の中にもありました通り、グループホームの孤立化の問題なんていうことでもありますので、やはり地域でつながるところも大事になってくるということでもあります。

さらに、今お話しいただいた地域連携推進会議等々を、地域で開かれた形でつながっていく、一つのそういったツールもあるということを活かしていくという辺りも今後の推移を見てまいりたいと思っております。

ありがとうございます。他に皆さんからどうでしょうか。

《森下委員》

グループホームの質の向上について、2つの視点があると思っております。

それは今お話しいただいているように、地域連携推進会議を活用し外部の人たちと、事業所自体が地域の中でどうあるべきかを考えていく事。

もう一つは、本来の質というのは、やはり当事者の個別支援計画が大切で、サービス等利用計画と個別支援計画の連動性や色々な社会資源や福祉サービスを使いながらグループホームで暮らしていく。個別支援を一人一人の生活でどのように考え整えていくのかが大切なことです。一人一人の生活を見たら、プチ入所施設っぽくなっていたとか、ある一定のパターナリズム的な生活がそこで行われていないか、考えていく事が大切です。さらにグループホームには一人暮らしを応援しましょうということも求められています。サービス等利用計画と個別支援計画の連動性にきちんと対応することで、それが質の向上につながるのだと思います。

《鈴木会長》

はい、ありがとうございます。

本当に委員がおっしゃるように、地域の中で事業所がどうあるべきか、どのような支援を目指すべきかで、そういった地域でボトムアップしていくということも当然必要だけれども、一方で、個別支援計画が充実していて、そしてサービス等利用計画の連動の中で、それがしっかりと位置付けられ、検証されていくという、本当に支援のイロハのイといえどという感じでありますけど、その部分が揺らいでいるというのは、これはもうだめだよねというのは、おっしゃる通りかなというふうに思っております。

はい、ありがとうございます。

どうぞ、お願いします。

《小山委員》

相談でも、結局グループホームどこにあるか、私たち利用者はわからないので、親か支援者が結局探すことになって、役所へ行くと必ず手引きを見て、これで探しなさいって言うんですよね、必ず。

内容はって言うと、全然あんまり福祉課が把握してないっていうか。

このグループホームどんな感じですか？って聞かれて、さーって聞かれて、全然把握してなくて。だから、我々にも、もう少し福祉課に言えば、こういった、例えばグループホームに何人ぐらいいて、例えばバリアフリーになっているとか、特に身体障害が中心のグループホームに精神障害の人が入りたいてって言ってもなかなか入らせてもらえないという事例もあるし。だから、やっぱり情報はなかなか掴みにくい。

やっぱりグループホームも我々にとっては、どこに行くって、結局親が支援者なのかなって感じで、探してもらえるのが。

それが見つからないと、待っている感じで、だんだん年を取ると、親が契約しているのに、今契約で家を借りているのですが、親が契約してあるので、それでいいって話で、今探してもらっているのだけど、なかなか見つけにくいって支援者も言ってきているって感じなんですよ。

《鈴木会長》

はい、ありがとうございます。

グループホームについて、ご本人の住まいでありますから、当然本人がわかる情報提供をしてもらわなければ困るのだろうというのは当然かと思っています。

川崎市の空室等情報一覧リスト、これは基本的に支援者向けというような感じで作られているのかと思っているのですが、結局そういった人たちが間に入って、当事者の方にどういうふうに丁寧に伝えていくのかということが大事になってくるのかと思います。小山さんがおっしゃっていただいているような。

《小山委員》

あと、契約についてもです。

契約についても、親が大体やっているって聞くのです。

グループホームに入ると、親がサインして、それで OK で、なんか後からグチグチ言われて、という話が結構あるのです。

《鈴木会長》

ありがとうございます。

本来であれば、成人であるので、ご本人が契約の主体でなければいけない。家族の人たちが、あるいは行為としての契約というのが多くなっているという、それも本当に本人にとっての住まいなのということですね。

はい、ありがとうございます。

こちらから、安田委員、ぜひともお伺いできればと思いますが、いかがでございましょうか？ 相談支援部会としてでも結構でございますし、いかがでしょう。

《安田委員》

茅ヶ崎市で相談をやっておりまして、相談支援部会というよりは、茅ヶ崎市の状況で考えますと、今本当にグループホームは大変数多くできてきていて、その中身を色々ご相談させていただくと、出来上がった時に、利用者がたくさん一気に入りますよということで、かなり他市の方たちが入居されていて、先ほど森下委員がおっしゃっていたように、個別支援計画だとか、そういったことはそれぞれの施設では立ててはいますが、地域生活といいながら、かなり地域から孤立した状態で運営されているグループホームもかなり、特に自立支援型については多いかなという状況です。

なかなか、私たちも地元の利用者の方たちのことで手一杯で、相談員だけではなくて、通所施設なども利用がなかなか進んでいないという状況です。

そういうことで考えると、やはり支援の内容だけではなくて、その方の地域生活をどういうふうにして、どういうふうはこのグループホームを活用していくのかという視点が大変大事だと思います。

《鈴木会長》

安田委員が今おっしゃっていただいたところは、先ほどの森下委員のおっしゃっていた個別支援計画の充実と、そして生活全体、その人の暮らしをマネジメントしていくサービスと利用計画がどう連動していくのかというあたりのところもしっかりとないと、先ほど安田委員がおっしゃっていただいた通り、ミニ施設化してしまうような、そういったことも起こりうるだろうという危惧がございました。

はい、ありがとうございます。他に皆様からよろしいでしょうか。

こちらでも質をどう上げていくのか、そもそも質とは何かということから我々議論しなければいけない部分もあろうかと思いますが、今お話の共有をさせていただきました。

また、この取組の推移について、この協議会の中でも情報共有や検討をさせていただきたいと思います。ありがとうございます。

では、この共通の課題に大変多く時間を割いていただきましたけれども、この次の資料2、3の辺りを少しご説明いただければと思います。まずは資料2を中心にお話をいただ

ければと思います。

圏域協議会の取組ということで、横浜市、川崎市、相模原市県内の各圏域、横三、湘南東部、湘南西部、県央、県西という順でお願いできればと思います。

まずは横浜市からお願いします。

《中村委員》

横浜市の自立支援協議会の開催状況等について、ご説明をさせていただきます。

資料にございますように、横浜市の自立支援協議会については、市の自立支援協議会として、3回の開催を予定しており、今年度最後は3月6日に実施予定としております。

年間を通してテーマとして意志決定支援の推進についてテーマに掲げて実施をしております。本日の会長でございます、鈴木先生に座長を務めいただき、開催をしております。横浜市については、18区役所ございまして、18区でそれぞれ自立支援協議会開催をしているという状況でございます。

18区のそれぞれの地域の課題等をまとめた形になりますと、地域課題ということで、やはり人材の確保育成、医療に関する支援の不足、また地域生活支援拠点の整備に関する課題感、また相談支援体制の充実、自立支援協議会の運営についてということが挙がっております。

各区で自立支援協議会を工夫を凝らしながら実施していますけれど、やはり18区という中でニーズはもうかなり多くございますし、担い手の固定化であったり、人材不足等による運営する者の負担感というものも含めて挙がっております。

各区の自立支援協議会については、区役所、また基幹相談支援センターと、精神保健ケアを、拠点施設である生活支援センターの3機関が事務局を中心となって担っているわけですが、先ほどのグループホームの話じゃないですけども、出てくる事業所が固定化されるとか、そういった状況があるというところでございます。

また、課題に向けた取組として、意思決定支援を今年度テーマにとお話をしましたけれども、昨年度も意思決定支援を中心においた取組をしております。市の自立支援協議会で意思決定支援の支援におけるヒント集を作成いたしました。

そのヒント集をもとに研修を実施したり、また虐待防止研修等で活用をしているところでございますが、障害当事者の意思の決定ということ自体がやはり支援の本当のベースになるところでもありますし、18区の区役所それぞれ考え方が違いますけれども、やはり障害のある方の意思決定という部分、共通のマインドで取組むといったところも含めて、この意思決定支援ということをベースに考えを持って進めているところでございます。

また、令和5年度から主任の相談員の連絡会も開催しております。今年度についても開催する予定をしておりますし、また横浜市全体で規模感も大きいというところもありま

すので、情報の共有の仕方も工夫しながら引き続き連携、また好事例の共有等もしながら行っていきたいというところでございます。

また、各区から取組を市の自立支援協議会に上げていただいているところもございませけれども、市の自立支援協議会からも区の自立支援協議会にフィードバックをするような形で各委員から言葉をいただいて戻すような形、区域と市域の連携もなかなか正直難しいところもございませるので、市の方で鈴木先生以下、言葉を戻すような形で、連携を進めていくというところでございませ。

《鈴木会長》

ありがとうございました。続きまして川崎市お願いいたします。

《竹田委員》

川崎市はここ3年ほど、課題解決に向けて、協議ではなくてアクションをしようということで、取組を進めています。

2区の取組について、グループホームのところで説明させていただきましたが、別の区のことについて、少し報告をさせていただきます。

区の自立支援協議会で、地域の住民向けに精神障害の勉強会を開いています。単に勉強会を開催しているということではなく、結構精神科病院から退院してこられる方がひとり暮らしの居を構えることが多い市営住宅がありますけれども、サービスが繋がらないまま帰ってくるので、孤立しがちなこと、ただそういう方を支える、受け入れていただく住民の方々に、精神障害の理解をしていただかないと、なかなか定着ができないのですが、しっかりと話ができないとか、夜なかなか物音が大きくて、きちんと話が理解してもらえないというようなことで、このままだと退去していただきたいというような話になってしまうので、地域の住民の方に、精神障害って何ぞや、ということを知ってほしいという依頼もいただいていたので、まずは自立支援協議会として、住民の方とか、勉強会といいながら、対話の会だったのですけれども、一緒に精神障害って何だろう、どういうことを支えたらいいか、どういうことをしたらいいというような勉強会を今年度開催して、年明けにももう1回開催して、これを定期的な会に育てていくということになっています。

ご本人を、相談機関だけで支えるのはなかなか難しいので、地域の人たちに理解者を増やしていくとか、理解をしていただきながら、できれば支え手になっていただくような取組を行っていく。この過程の中で、地域包括支援センターの皆さんも一緒に対応していただけるような形になっていて、精神障害のことについても、地域包括支援センターは高齢者の相談機関ではありますけれども、一緒にやりましょうということで、この地区では連携づくりを進めております。

ここは一例で、全ての区でこんな綺麗にうまくいっているわけではなく、こういうふうな取組が今積み上がっているということになっております。

市全体としての取組としては、こういった取組が地域ごとに少しずつ今芽が出てきているので、できれば全市横展開をしたいと思っておりますので、こうした各区の取組状況を、川崎市7区ありますけれども、7区でどんなことをやっているかと情報共有したり、それだったらうちの区でもできるねとか、うちの区でこんなことやってるよ、みたいな情報共有の場も、市の自立支援協議会でこれからやろうとしているのと、なかなか今最前線で個別の相談支援をやっている相談支援センターの皆さんが一個一個アイデアを出したりか、取組をどんどん大きくしていくのはなかなか難しいので、それを基幹相談支援センターなり、区役所なりがきちんとその取組を引っ張っていけるように、そうしたけん引ができるような人たちを育てるという取組も、今並行してやっているところです。詳しくは情報をご覧いただければと思います。

《鈴木会長》

ありがとうございます。

では続きまして、相模原市の谷畑さん、どうぞよろしくお願い申し上げます。

《谷畑氏（奈良委員代理）》

相模原市の自立支援協議会の開催状況の予定でございますが、今年度3回を予定しております。

内容といたしましては、第1回に、会長、副会長の選出をして、ここからまた任期がスタートしました。

第2回では、各部会の活動についての報告を共有して、今期の重点目標について検討しました。また、地域生活支援拠点の体制検討のワーキンググループを設置しておりますので、そちらの報告も行いました。

第3回は、3月に開催を予定しております。

相模原市では、地域課題につきましては、5つの検討部会を設けております。

相模原市は3区ございまして、緑区、中央区、南区、それぞれで、まず区で課題の検討会を設置しており、緑区では、児童期から成人期に切れ目なく継続的で包括的な支援を実現することを検討しています。

中央区の課題検討会は、つながりが途切れそうな方への支援の検討、南区は障害のある方のボランティア活動への参加を検討しています。

4つ目が権利擁護虐待防止検討部会で、権利擁護虐待防止に関する普及啓発を検討しています。

5つ目が、人材育成部会といたしまして、相談支援専門員の横のつながりの構築、人材育成でございます。

具体的にどう検討しているかですが、まず緑区の課題別検討会では、教育と福祉の意見交換会を実施して、今後、課題別検討会の主催ではない実施体制や、周知活動、教育機関との連携に移っていきたいというところで、検討を進めています。

中央区の課題別検討会では、グループディスカッションで挙げられた地域課題を元に、皆で意見交換をしまして、つながりが途切れそうな方への支援を検討しているところでございます。

南区の課題別検討会では、昨年から継続をして社会福祉協議会と連携をしながら、ボランティアの募集をしております。

4つ目の、権利擁護虐待防止部会は、先ほどグループホームの報告でもお話をさせていただきましたが、事業所向けの研修を1事業所に対して実施をしました。

市民向けの研修は、今後社協と連携をした研修、高校生に向けた研修を検討していきます。

最後に人材育成部会でございますが、継続の取組にはなりますが、相談支援専門員向けのオープンデスクを実施しております。相談支援専門員の方々にお集まりいただきまして、気になるテーマごとにグループ分けをして、様々な悩み事、また好事例などを話し合うほか、情報共有、ネットワークを広げる機会としております。

相談支援専門員の体制研修として、ソーシャルワークの基礎というテキストを、昨年度作成しました。作成したテキストを用いて、研修を12月22日に実施をしました。

相模原市の取組は以上です。

《鈴木会長》

どうもありがとうございました。

では続きまして、県域の取組ということで、横須賀三浦圏域の山崎委員、お願いいたします。

《山崎委員》

2月2日予定と記載しています。原稿を出す時はまだ1月中だったので、予定と書かせていただいておりますが、2月2日に実施しました。

横須賀三浦圏域におきましては、4市1町のうち、2市1町の3つの自治体が、もうすでに原則セルフプランゼロを謳っていて、横須賀市と鎌倉市だけが、セルフプランゼロの完成を目指して取り組んでいます。このように各自治体で方針や進捗度合いが異なるため、圏域全体での協議がなかなかスムーズに進まないという現状があります。

地域課題をきちんともう一度見ましようということで、この第2回目の時に、来年度の

共有課題をもう一度確認していただいたんですけど、最終的に皆さんでお話がまとまる時間がなかったので、座長の岸川先生と、運営委員の各市町の行政の職員の方と、基幹相談支援センターで、年度が明けましたら、もう一度皆さんに集まっていたいで、来年度、もう一度地域の共通課題を含めて、きちんと、どのように話していくか確認しましょうというところで、本年度は終わりになっております。

以上です。

《鈴木会長》

もしよろしければ三浦市の件、少し補足していただいてもよろしいでしょうか。

《山崎委員》

三浦市のことは、地域課題の1(3)に書かせていただいております。

三浦市の基幹相談支援センターと、あと委託相談支援事業所を担っていた医療法人財団青山会さん、福井記念病院さんです、そちらがやっていた基幹相談支援センターを、令和8年3月31日をもって、2つの委託を返上します、契約終了ということで、新聞等で報道されました。

これは、三浦市の障害福祉担当の方、福祉課の課長と、一応神奈川県にも相談が入っていて、先日、神奈川県の職員の小原さんと私とで、三浦市さんにも加わっていただいで、お話を伺っておりますが、予算等の関係もあるのか、まだ今きちんと皆さんにお話しすることがなかなか難しい、きちんと相談できるもしくはお話しできるときに、再度また連絡をしてくださいというところまでで、今のところ私どもにいただいでいる情報はそこでストップしているような状況になっております。

また、依頼がありましたら、圏域としても、神奈川県にも協力していただきながら、なんとか三浦市を、本当に三浦市の障害者の方たちが困らないような手助けをしたいと思っておりますが、今のところは、それ以上はわからない状況になっています。

以上です。

《鈴木会長》

ありがとうございます。

では、続きまして、湘南東部圏域ですね。吉田委員からお願いしたいと思います。

《吉田委員》

湘南東部地域の協議会の報告をさせていただきます。

当協議会は、年間3回の協議会の予定をしております。

当法人のこともありますが、担当が変わったことに対して、自立支援協議会の枠組みを少し今年度変えました。

事前に代表とも協議、事務局会で協議をさせていただいて、一つは、30人ぐらい委員がいましたが、自己紹介すると40分ぐらいかかってしまいます。

実質2時間位の会議になりますので、少し重複するような所属の方はお一人にしていたり、分野によってはアドバイザーのような形の位置づけにしていたりということ、事前に、委員の方々にご挨拶させていただきながら、20人弱の人数に絞りました。

さらにその上に、湘南東部圏域は、藤沢市が約45万人の人口、茅ヶ崎市が25万人弱、寒川町が5万人弱と非常にバラエティに富んでいるので、各地域の課題もバラバラです。

ですが、人口規模によらない共通課題っていうのは必ずあるはずだということで、一つは部会を設立させていただいて、全体で共有するのではなく、子どもの部会、就労の部会、意思決定支援、相談の部会と、3つ部会を構成して、前半を共通の会議、後半を部会の会議という形で1年間開催させていただきました。

3回目が3月に予定されているので、そこでまた今年度1年間この形でやってみてどうでしたか？というのを皆さんに聞いて、ご意見を聞かせていただきながら、次年度以降の開催を企画していこうかと思っております。

内容については、一つは神奈川県協議会と同じです。セルフプランの削減と、グループホームの支援に向けた取組。この取組について協議をしていく中で、藤沢、寒川、茅ヶ崎、やはりこれは相談体制であろうと、相談体制の課題も大きいだらうということで、実は、個別に市町村の協議会にも出向かせていただいているので、やはり市町の相談支援体制をどういうふうに再構築するかといったお話が、議題に上がってきていますので、次年度はそこが中心になるのかと予想しております。

それから、新たに始まった就労選択支援についての状況の共有、障害福祉計画および障害児計画に関する次期策定の取組に関する情報提供などを、事務局からさせていただいております。

地域課題と課題に向けた取組とまとめさせていただきましたが、地域課題についての7番までのことは、先ほど説明した3つの部会の中で少し優先順位をつけて取り組んでいこうと考えています。

課題に向けた取組は、7つ、その他を入れて8つ提案させていただきましたが、先ほど申し上げた通り、やはり相談支援体制の再構築というところを、目途にして進めていけるといいかと考えております。

以上です。

《鈴木会長》

ありがとうございました。

では、続きまして、湘南西部圏域ということで、岡西さんからお願いしたいと思います。

《岡西委員》

資料に関しては、圏域は2回の協議会で、明後日18日に、1から4に書かれてある議題を共有、また検討していく予定です。

地域課題について、1(1)、(2)に関しては、県の共通目標同様で、県の藤岡さんが代表して、お伝えしていただいたとおりの中身と連動性を持って、圏域でも取り組んでおります。(3)の重度重複の重度障害の方で、これがここで初めて湘南西部圏域がこの県の協議会でお伝えする課題ではないですけれども、改めて、圏域の相談機関、行政、主任の集まる会議の中で、カッコ書きで書いてある医療的ケアと行動障害が重複されている方の支援、特にレスパイトや居住支援について、課題があるという部分が挙げられています。

明後日の圏域の協議会では、まだそこを深掘りする段階には至っていませんけれども、改めて、圏域の協議会で、事例等3事例を共有させていただき、次年度の検討、また他圏域でもですね、行動障害のある方の地域支援に関しては、課題が示されているところもありますので、また圏域の中でも少し情報共有させていただきながら、取り組んでいこうと考えております。

その他は記載のとおりですが、グループホーム関連に関しては、当圏域でグループホーム連絡会議事務局を組織しております、市町の部会、あるいは連絡会と連動させていただいておりますけれども、先ほど小泉委員が、地域連携推進会議の中で挙げられた、色々な意見を基に、改善、あるいは質の向上があるような事例があれば、好事例になるので、参考になるのではないかというご意見をいただいたのを伺って、今年度、当圏域の中で、市町との連絡会の中で、グループホームから挙げられた、この連携推進会議マニュアルが出ているけれど、具体的な部分のQ&Aを県でも確認させていただいた上で、発行をしております。

ただ、次年度に関しては、よりこのような推進会議の様々な事例が出てきて、それが具体的に事業所、また個別支援にどのように反映されたか、そのような、いい事例を集めて共有していくというのは、とても重要だと思いましたが、参考にさせていただきたいと思います。

湘南西部は以上です。

《鈴木会長》

ありがとうございました。

では続きまして、県央圏域、お願いしたいと思います。

《八重樫委員》

協議会等の開催状況は、記載のとおりですので、お目通しいただければと思います。

地域課題についても、全県的なところと、県央の課題ということで、県央については2点、行動障害と医療的ケアについて取り組んでいます。

まず、相談支援体制の拡充、セルフプランですけれども、今年度、経営関係のあり方の研修ですとか、単独型だとあまり採算が合わないみたいなお話もあったり、実際にはもう単独型で事業経営されているような計画相談事業所の方を招いて、研修会をさせていただきあり、相模原市からもご報告がありましたけれども、複数協働型の研修会をこれから予定しています。

それと合わせて、各市町村を色々と回らせていただいている中で、セルフプラン率は、数字としてはまだ表れていませんが、それなりに市町村、基幹相談支援センターの相談員と色々話すと、少しずつ経験させていかなければいけない等、兆しが結構見えていると思っています。

例えばある市では、児童の方はかなりセルフプラン率が低いですが、者の方は高いということで、主任相談員が集まって、複数協働型を進めていこうということで、ワーキンググループを作って、市と一緒に話をしたり、別の市では、来年度から複数協働型を進めていきながら、専従化を図っていくというお話が出てきたり、町では、町内に元々計画相談支援事業所がない地域ですけれども、菊本アドバイザーにもお力添えいただき、来年度から高齢の法人が事業所を開設してくださるといようなことが兆しとして見えてきております。

別の市ではセルフプラン率が非常に高いとことですが、特に児童の中でも、複数サービスを使ってらっしゃる方、支給決定日数が多い方っていうのは、支援の調整が必要だということで、そこをリスト化して、セルフプラン率低減に向けて、必要な方に相談支援を届けていこうという話が出てきているので、県央としては引き続き取り組んでいきたいと思っております。

《鈴木会長》

はい、ありがとうございます。

では、続きまして、県西、柳沢委員お願い申し上げます。

《柳沢委員》

県西エリアですが、協議会は2月4日に実施をしています。

内容については書面で確認をお願いします。

課題ですが、県共通課題と同じ項目があります。相談支援体制の強化ということで、相談支援事業所に現状のアンケートを取らせていただきました。

その中で、全てはまだ回りきれていないですけれども、基幹相談支援センターと自治体に協力を得て、一緒に回っていくことで、計画相談の一連の流れや、各種加算が十分に算定できていないという、運営上に関わる問題が確認されています。今後、量的確保も必要になってくると思いますので、新規事業所の参入整備の改善について、市町と基幹相談支援センターと協力して取り組んでいきます。

2つ目のグループホームの支援体制については、グループホーム連絡会が令和6年から設立されており、事務局と連携を取りながら、会議や研修に参加しています。グループホーム連絡会で、研修を行いますが、人員が出せないということなので、それぞれの研修を動画に撮り配信する形で工夫をしております。

《鈴木会長》

はい、ありがとうございました。

では続きまして資料3を先ほどもご説明いただきましたが、補足があればと思いますが、いかがでございましょう。

《菊本委員》

もう先ほど説明をさせていただいたので、1点だけ、一番最後のページに書かせていただいた事業の活用というところで、すいません、誤植で、過疎地向けとなっているのが、人口減少地域で、私のミスプリなので、訂正をお願いしたいことと、それから包括的相談支援を目的事業というのが、いわゆる地域福祉を所管している課の方に国から補助金がついていますので、この辺、次年度に向けて、障害福祉課から、各主管課の地域福祉課の方へつなぎをしていただいて、何らかの検討を、課をまたいでの検討が必要だと思っておりますので、次年度の宿題にさせていただければと思います。

以上でございます。

《鈴木会長》

はい、ありがとうございます。

三つの政令市、そして各圏域から、また、広域アドバイザーとして若干の修正等、ご報告をいただいたところでございますが、ここまでのところで、何か皆さんの方で、それぞれの取組について、伺ってみたいですか、あるいは、何か、もう少し補足をしたい等あれば、お聞きしたいと思いますが、いかがでございましょうか。

ではですね、これに関連してというところになろうかと思いますが、協議事項の、(2)

県共通課題の解決に向けた、各圏域の取組結果を受けて今後の方針について事務局からご説明いただければというふうに思います。

よろしく願いいたします。

《事務局》

それぞれの圏域からのご報告をどうもありがとうございました。

ここで上がってきた、予めご提出いただいたものも含めて、県共通課題の解決に向けて今後各圏域での取組結果を受けた上で、今後の方針について、若干なりにですが、県からの分析と提案というところとさせていただければと思っております。

まずですね、セルフプラン1%削減の取組状況というところになります。

政令市を含めました、各障害保健福祉圏域では、相談支援専門員のなり手を増やす養成研修というところでの人材育成、事業所を増やすためのセミナーの開催と協力、実態把握と課題分析のための地域アセスメントということで、それぞれの圏域において、対応を行っていただいております。

しかし、先ほど大都市の方からもご報告が上がっている通りですが、障害福祉サービス需給量も年々増加する中では、相談支援専門員の数が、養成を行っていても、なお追いつかない実態ですとか、そもそも養成数自体が伸び悩んでいるというようなところ、養成をしても、研修修了者が他の事業、部署などに、就職という形で、ついてしまうという点。

また、相談支援事業所を開設するところがある一方で、決して少なくない数というところでは、事業所が閉鎖に至ってしまうというところも一定数見られているという状況。

さらにですね、県域においては、特に町村部の相談支援の体制基盤というところが弱いことなどが課題として見られておまして、相談体制の整備を進める取組が、なかなか進みきらない状況がございました。

続いて、裏面のグループホームの支援の質向上についてになります。

それぞれの圏域で、グループホーム連絡会への参画ですとか、整備状況の把握といった、基本的な取組から、川崎市におかれましては、人材育成の方法や質を高めるための、そういった仕組みの検討、さらには、基幹相談支援センターによるグループホーム訪問等々の取組も、圏域でも取り組んでいただいております。

ただ、グループホームを運営する株式会社など、新規参入者というところ、適切な運営ノウハウがないことも少なくなくというところ、新規開設を今後も進めつつ、質を担保し、基盤整備することの難しさがあるのかなというところと、相談支援として、質の担保に向けました、グループホームと自治体との連携がそもそも不十分なのかというところ、重度障害の方や、行動障害の方を受け入れていくための支援スキルというところでの、そもそも不足というところなど、課題の方が見られております。

このような状況におきまして、それぞれの課題について、基本的な内容にはなっておりませんが、次のように考察をいたしまして、次年度、令和8年度の取組の方向性を提案させていただきます。

続いて、次のページからの考察と提案になります。

まず、セルフプラン率1%の削減になります。

先ほどの取組や課題に見られるように、取組自体は各圏域で進められておりますが、従来の取組に加え、より確実に従事者や相談支援事業所を増やす取組が必要であること。

また、特にサービスが不足している町村部等では、特にこれまでの基幹相談支援センターの設置を前提とした体制整備にとらわれすぎず、個々の自治体の特性を生かした基盤づくりの可能性を探っていく必要性があると考えております。

そこで、セルフプラン率1%削減につきましては、提案の1点目といたしまして、次期障害福祉計画改定に向けて、国の基本指針においても、望まないセルフプランゼロ、こちらが明記される予定とはなっておりますが、現状では、望まないセルフプランを、では各市町村が判別となると難しいことですか、また様々な取り組みを進めるも、目標達成にたどり着けていない、これまでの神奈川県の実状からも、令和8年度につきましても、こちらの目標に関しては、目標継続とさせていただき、望まないセルフプランにつきましては、国の動向も見据えながら、改めて県としての考え方、方向性を整理させていただきたいと考えております。

2点目、提案2といたしまして、より確実に事業所を増やす取り組みといたしましては、県の方で開催させていただいております、開設促進セミナー、こちらの開催に合わせて設置しております、サポートデスクによる相談支援事業所の開設促進に向けた積極的なフォロー、こちらに取り組みさせていただきたいと思っております。

具体的などころで申し上げますと、受講後半年を目安にいたしまして、開設に至っていない、こういったセミナー受講者のところ、法人ですか、担当の方ですか、そちらの方にアクセスをいたしまして、その後の開設に向けた取り組み状況を確認の上、積極的なアフターフォロー、つなぎの方も含めて行うことを想定しております。

3点目、提案3といたしまして、まず県の所管域については、地域アセスメントを踏まえた課題共有の場の確保ということで、市町村ごとの相談支援体制の基盤整備のイメージについて、県と市町村で共有するために、協議の場というところを改めて設けていきたいと考えております。

また、政令指定都市におかれましては、個別に各政令市の皆様の課題というところ、今後の進め方についてのイメージの共有というところで、またそういったものを共有していくための場を適宜検討させていただければと考えております。

次に、グループホームの支援の質の向上についてになります。

こちら先ほどの取組課題に見られるように、基本的な取組自体は各県域で既に進めていただいておりますが、こちら支援者不足に始まりまして、質を高める研修にさえ、人が出せない現状ですとか、自治体がグループホーム側と連携する取り組みの不足、こちらでもありますね、ちょっと連携に不足の課題があることから、質の確保に向けた研修開催の継続はもちろんです、今後さらに、グループホームが地域から孤立しないための仕組みづくりですとか、特に政令市においては透明性の確保に向けた仕組みづくり、また川崎市さんの方で挙げていただいたような、質の高い取り組みを行う事業所が評価される仕組みの構築などについて、県としてもその効果に注視していく必要を考えております。

よってですね、提案の4点目といたしまして、このテーマ自体はですね、こういった障害者の地域生活というところが成立させていくための、重要な社会資源のグループホームということであることを踏まえ、令和8年度も引き続きこちら同課題に取り組んでいくこととさせていただければと考えております。

この課題につきましては、そもそもグループホームの支援の質とは何を指していくのかといった点につきましても、次年度はもう少し整理をさせていただいた上で、具体的な質の向上というものの取り組みというところを検討させていただきたいと考えております。

以上ですね、ちょっと長くなりましたが、四つの提案につきまして、ご意見なんかをいただきつつ、次年度に向けた取り組みの県の方向性について、決定していければと考えております。

資料4の説明、以上となります。

よろしく申し上げます。

《鈴木会長》

はい、ご説明ありがとうございました。

資料4を用いて、先ほど、県の共通課題2つ、セルフプランと、それからグループホームの質の問題でございましたけれども、現状と今後の方向性等についておとりまとめいただいたところです。皆様からいかがでしょうか。

これが了承されていくと、次年度以降、こういったことをこの協議会の中でも支援を得ながら活動していくと、当然こういったことになるわけでありましてけれども、どうでしょう、現状の分析、そして課題感、これからの取組、提案ということでもいただきましたけれども、何か皆さんから気になることがございますでしょうか。

この辺りはまたおそらく圏域の皆さん、また各アドバイザーなどと話し合っていたいただきながら、より具体的なものについて、協議会でありますので、やはり皆さんの意見を協議しながら、進めていっていただけるといいなと思っております。

本当に、課題一つ一つ、議論したいところがございますけれども、ぜひ皆さんのお力添

えをいただければと思います。

森下委員、お願いいたします。

《森下委員》

グループホームの提案4のところ、先ほどの話に戻りますが、国がこの自立支援協議会の役割を考えたとき、個の課題から地域課題へという、地域課題が個をどう考えていくかということで、こういう話になっていると思います。

やはりこの地域課題が、もう一度個の課題へフィードバックしていく事が意識の中にないと、結局先ほど話したように、支援の質とは何かという、支援者側の理屈だけがどんどん出てしまいます。

でも、その支援者側の理屈は何を目指すのかということ、本当は当事者、あるいは個の課題をどう解決するのか、一人一人、グループホームで暮らす人たちの暮らしの豊かさとか、ちょっと抽象的すぎますけれども、そこに必ずフィードバックをかけていくような、個の課題から地域の課題、地域の課題が結局は個の課題にフィードバックしていくという、最終的な到達点が、このPDCAサイクルの中に見えてこない、事業所の理屈だけで地域生活を考えていくことになる。

そして、結局事業所の課題は、先程来言っているように、人手がいないとか、色々なことがないないの話になっていく。

結局、本来あるべきところの個が置き去りになっていく。極端に言うと、制度やサービスがなくても、生活の豊かさというのは別な視点で見つけていくことができるのではないかと思う。今の福祉制度の中で、お金、制度、仕組みが整わないと、個の生活の豊かさが全然担保されないような視点で議論してしまうと、大都市部とか人口が集中するところ、あるいは地方のサービスの事業所がないところでは、全く議論すらできないみたいな、個の生活の豊かさという、個にフィードバックしていくような仕組みづくりを望みたい。特にグループホームについてはそう考えていけないのではないかと思います。

《鈴木会長》

はい、ありがとうございます。

今、森下委員からのお話でございますけども、協議会が目指す、個の課題を地域へという、これは特に県協議会ですから、かなり個の部分のところから遠い場で議論をせざるを得ないわけでありまして、そこでですね、議論されたこと、また取り組まれたこと、個から地域へと言いますが、それきちんとフィードバックされていく。

最終的に目の前の利用者や子どもたち、地域がどう変わっていくのか、そのところこそ大事だというのは、本当に忘れてはならない、最も大事なところではないかなというふ

うに思っています。

はい、ありがとうございました。

他の方、どうぞ、お願いいたします。

《小山委員》

我々から見て、相談所は、何でも屋みたいな感じなのです。

支援者がやっていて、何でも屋みたいで、バザーをやります、行事を手伝います、それで電話一本で呼ばれたら来ますみたいな感じです。あと、パン屋をやります、頼まれれば何でもやりますみたいな感じで。

私も、いつ休んでいるの？と聞くと、「あれ、いつ休んだかな」なんて、よく言っています。支援者の人は、要はそこに行くと、相談員になりましたと言うと、じゃあ、みんなわかって来てて、じゃああれやってみみたいな感じになってきちゃって。それになんか耐えられないっていう感じで。

要は、相談所が一体何をやっているのかというのがはっきりわかる、ただ相談をして、要は計画相談をやっています、それだけならまだいいんだけども、それ以外の仕事があると思うんですね。

だから、その相談所が一体、それ以外に何をこれからやるのかという感じで、パン屋をやるのか、就労継続支援B型をやるのか、それとも行事を手伝っていくのか、それともバザーを手伝っていくのか。あとは、施設内で手伝いに来てくれとか、色々なところで呼ばれやすいです、相談所は。地域にとって相談所イコール何でも屋みたいな感じなんですね、我々にとっては。

親にとってもそういう感じで、何でも電話一本で来てくれるから便利だなんて感じで、そんな感じになっていて。要は、相談所だけをやれというのではなくて、その相談所が一体何を地域にとってやっているかというのも問題だと思うんですね。

《鈴木会長》

何でも屋というのは、良い意味でも、悪い意味でも、あろうかと思っています。

この2つを、とりわけ相談支援の課題として、考えていただけるといいのかと思っています。

ここでちょっと休憩を取らせていただきたいというふうに思います。

10分弱でございますが、休憩を取らせていただきまして、次のところ、そして協議事項、そして報告事項の方に入ってまいりたいというふうに思います。

大変短い休憩でございますが、一旦リフレッシュをして、次に臨んでいただきたいというふうに思います。どうぞよろしくお願いいたします。

では、25分から再開させていただきます。よろしくお願い申し上げます。

(休憩 10分)

《鈴木会長》

では、協議事項、(2)まで参りました。

先ほど、セルフプランの前年度の実績1%の削減、それからグループホームの充実と、質の向上、等々いただきましたけども、まず、ここまでのところで、次年度もこの県の共通課題については、この2つを是非とも取り組んでいただきたいと思います。何か特によろしゅうございましょうか。

ありがとうございます。

また、特にセルフプラン1%の削減ということについては、どういった形にしていくのかというのは、本当に国の動向もございしますので、ぜひそちらの方も引き続き参考にしながら、ご検討ください。

最後、圏域のご報告いただいたところで、横三圏域の三浦市基幹相談支援センターのことはちょっと気になるところがございすけれども、ぜひ、皆さんからもお力をいただきまして利用者の方々、地域の方もご不便、不利益にならないように協議会もぜひとも協力していただきたいと思います。と思っています。

では、続いて、協議事項の(3)に入りたいと思います。

研修企画部会への新委員参画と、要綱の改定についてということで、事務局よりご説明をお願い申し上げます。

《事務局》

はい、神奈川県障害福祉課企画グループの藤岡です。

資料5をご覧ください。

県の協議会研修企画部会への、新委員参画というところで、ご提案をさせていただきたいと思います。

県ではですね、障害者相談支援体制の整備に向けまして、三層構造の協議会の機能化に向けた、関係会議体の整備ですね、運営会議ですとか、圏ナビ連絡会議ですが、あとは人材育成ビジョンの改訂、相談支援従事者研修の開催、相談支援事業所開設促進セミナーの開催というところで、一連の施策、一体的に展開してきているわけですけれども、令和5年度末に比べましても、セルフプラン率は、児者ともに、増える結果となってしまっております。

今後に向けてなんですけれども、県内の相談支援従事者の育成について、考えていく、研修企画部会においてですね、新委員をお招きいたしまして、検討を進める体制の強化をしていきたいと、考えております。

についてはですね、資料の方にもございますが、新委員の就任候補といたしまして、神奈川県立保健福祉大学の行實先生を、推薦させていただきたいと思っております。

先生に関しましては、令和7年3月、相談支援従事者の人材育成ビジョン、こちら、改定する際の、ワーキンググループのメンバーとして、ご参画もいただいておりますほか、すでにですね、川崎市の自立支援協議会におかれましては、会長も務められておりまして、現場の状況を把握する立場にも、身を置いておられます。

他にもですね、実践現場で活躍するための、ソーシャルワーカー育成、こちらの方が、大学における研究テーマの一つとされていることなどですね、今後の相談支援体制、神奈川県のもの、相談支援体制強化、考えていくための環境整備に向け、お力になっていただけるかなと、考えております。

についてはですね、行實先生の、研修企画部会、新委員就任に向けまして、当協議会委員の皆様、ご承認いただきたいことと、またそれに合わせまして、現行のですね、部会の運営要領というところで、部会の構成者に、学識経験者が入ることを想定しにくい内容となっておりますため、そちらの改定につきましても併せて、伺いたいと思っております。

ご検討のほどよろしく願いいたします。

事務局から以上になります。

《鈴木会長》

はい、ご説明ありがとうございました。

この研修企画部会に新たにですね、学識経験者として、行實先生をお迎えしたいということのご提案でございました。皆様からご質問、ご意見ございますでしょうか。

私も非常によく存じ上げておりますけど、きっと大切なお力になってくださるのではないかと考えております。

特にご異議ないようでございましたら、行實委員に新たに参画いただくこと、そして要領改正についても、お願いしたいと思います。

では、続きまして、協議事項（4）になります。

障害者支援施設等の利用希望に係る、実態調査結果を受けての今後の対応、入所の仕組みの対応案についてということで、こちらも今度は障害サービス課からのご説明ということでお願い申し上げたいと思います。

《事務局》

資料6をご用意いただければと思います。

障害者支援施設等の利用希望に係る実態調査結果を受けての今後の対応となります。

神奈川県では障害者支援施設の利用希望について、実態調査を行っておりまして、その

結果を踏まえて、今後の対応というものを考えておりますので、そちらについてのお話をさせていただきます。

1枚をおめくりいただいて、2ページ目ですね。

どのような調査だったのかということですが、施設を利用希望される方を、何人いるかを調べたという調査でございまして、施設ではなくて、施設に尋ねると、重複計上を排除できませんので、市町村に、市町村で把握している施設に入りたいけど入れない方を聞いたという形です。

回答に当たっては、市町村だけではなくて、基幹相談支援センター等と協力して、回答を求めました。

次のページで、右下の3ページというところですね。

結果としては、障害者支援施設の利用希望者としては、大体750名程度おりまして、主に知的障害があつて、支援区分が5以上と高い方、また行動障害があるという方が非常に多いと。入所が必要と思われる時期については、すぐ入りたい、すぐ必要だという方は89名。さらに、これについて緊急性が高いと、リスクアセスメントの結果、これは緊急性高いなという方は24名ということでした。

圧倒的に介護者、同居の親族の高齢化、病気、そういった理由が多く、障害者自身が利用希望されるということは非常に少ないということです。

施設の利用定員ですとか、利用希望者の数については、地域差が非常に大きくて障害保健福祉圏域別で見ると、横須賀三浦圏域というのは非常に高い。川崎市も高い。

相模原市については比較的少ない結果となっております。

次のページ、4ページ目をお願いします。

この調査は市町村にもアンケート調査をしたり、県の方から出向いて聞き取りをしまして、その結果分かったこととして、市町村ではリスクの高い方をしっかり把握できているということは感じております。

定期的に基幹相談支援センターと進行管理とか、ケースの状況、進捗管理等をしているところが結構あつたりして、しっかり把握していると感じました。

ただ、市町村が独自に委託相談などにはできない部分として、知的障害者福祉法等による、やむを得ない事由による措置です。措置権限の行使等、こういったところになると、非常に弱いということが分かっております。

施設を、市の方も協力して探すという場面では、非常に施設がどこに空きがあるのかわからないですとか、施設に利用申し込み相談しても行動障害があると、うちではね、みたいなことを言われてしまうということ、把握をしました。

さらに続いて5ページ目です。

以上が市町村に対しての調査の結果ですが、これと並行するように令和5年から県で

は、横浜市、川崎市等、いわゆる政令指定都市と、中核市と、県、この5者で障害者支援施設の入所、入りにくさの問題というか、こういったものについて、意見交換会、検討会というものをやっております、これまで、障害者支援施設の入所について取り巻く状況、総量規制の問題であったり、国の指針、あるいは他県や他の都市での取組等を共有しております。

続いて6ページ目になりますが、3番として、施設団体等からのということなんですが、県でいくつか、ここにある(1)(2)(3)について、施設団体さん、神奈川県知的障害者協会ですね、県域の施設の団体とか、そういったところの意見を伺っております。

まず、施設の空き情報について共有するということについては、どう考えるかというような意見を聞いたところ、かなり前向きな意見として、空きがわかるといいよねと。

ただ、空きといっても、単純な空床の数ではなくて、実際に受け入れ可能な数というのを把握した方がいいということですか、どのような利用者層の方だったら受けられるのか、性別であったり、医療的ケアが必要な方とか、車椅子の方とかといったことを、そういった情報がわかるといいなというような意見です。

グループホームとか相談支援、生活相談の、あとどのぐらい受けられるかといったこともわかるといいねという意見をいただいております。

2つ目に、施設利用希望者について、名簿化をしたり、優先順位をつけるということはどうでしょうか。

これは、現状、療養介護については、こういう仕組みで、利用希望の方が発生したら、その方の状況をリストに載せて、合わせて優先順位をつけてという形をして、その名簿に沿って入所の可否というのを施設で検討していただくというやり方をやっております。

また、こうした方式は、昨年春から、横浜市でも取り組まれているかと思うのですが、こういったことを、県域ですとか、神奈川県全体でやるとしたらどうでしょうというお話をしましたところ、そこについては非常に厳しい現実がございまして、まず技術的に難しいだろうということもそうですし、そもそも県が、かつての措置のような形で全面的な保護をしようとする、介入してくるというのはよろしくないよねというような意見がございまして、こういうやり方を県で取るというのは難しいかなと感じたところです。

次に県域だけではなくて、横浜市さんとか、政令・中核も含めて何か全体で仕組みを作るということについて、ご意見を伺いました。

そうしたところですね、まず緊急対応の仕組みについて、全県的なものというのは、これも今の時代おかしいだろうと。

地域生活支援拠点等で、緊急相談とか、対応という仕組みを作るという形で今進んでいるので、まずそれを尊重すべきという意見です。

施設の入所については、初めから長期入所ということがまずなくて、短期入所から始ま

るよねというようなご意見をいただきまして、そういった短期入所を基準として、様々なサービスを使っていくというような、循環の仕組みについてのご意見もいただきました。

続いて7ページ目ですが、こちらは短期入所から始める仕組みというものについての、更なる深掘りの意見を伺ったところでございまして、施設利用につながりにくい方には、行動障害がある方が多いので、行動障害がある方をまず適切に施設で短期入所でアセスメントをして、そこでその支援方法とか、見通し、見立てみたいなものをした上で、障害保健福祉圏域といった単位で、施設とか関係者が集まって、その後、こういった施設の利用がいいのかということをお話したらいいかというような、そういったお話も具体的にいただいております。

続いて、緊急時の受け入れに関してです。

8ページになりますが、こちらについても、団体の意見としては、施設では、極力可能な限り、緊急対応に応じているというケースもあります。

一泊二日とかといったところであれば、何とかしのげるという、そういったお話も聞いております。

ただ、今後として、よくある話としては、緊急受け入れ、いつまでとしたのだけれど、結局ずるずると、次の支援、生活の場とか、そういったものの話し合いが十分なされずに、短期のはずが、長期のような形で、もう何年も入所されている方もいるというところがありまして、緊急対応を依頼する際には、市町村の職員には、しっかりとそのご利用者さんのことを語っていただきたいし、今後についても、きちんと見通しを立てるとか、責任ある対応を取ってほしいなという声をいただいたというところです。

続いて9ページ目に移りますが、こういった調査結果ですとか、団体さんの意見を受けてですね、課題としては、施設の空きというものには非常に地域差というか、絶対的に空きは少ないんですが、利用希望者にも非常に地域差があったりして、本当に真に入所施設が必要な方が、施設のサービスとか機能を十分に使えないという状況が一部にあるということ、把握しております。

そういったところでですね、これを改善する必要があるというところです。

ただですね、神奈川県では、障害者支援施設については、その入所者の地域生活移行を進めるという点、それとセットで定員数も縮減していくという取組を進めているところでございまして、また新しく施設を作るとか、そういった方策ではなく今ある限られた資源をどういうふうにも有効活用するかという観点で、対応案を3つ考えております。

対応案の1つ目としては、空き情報の共有メールサービス。

2つ目は、短期入所から始める仕組み、つながっていく仕組みです。

対応案の3つ目は、緊急対応が必要な方をしっかりと地域で受け止める仕組み。

この3つでございます。

まず対応案の1です。10ページ目に移りますが、空き情報の共有です。

こちらは、ICT、インターネットを駆使して、空き情報を定期的に収集、報告していただいて、それを市町村に共有するという仕組みを考えておきまして、県の電子申請システムというようなものを活用して、施設に回答していただいて、それを市に共有するというところを今考えておきまして、今準備を着々と進めているところでございます。

この時には、先ほど団体さんからの意見もあったように単なる定員引く入所者数といった単純な空きではなく、実際に受け入れられる数というもの、受け入れ相談に応じられる数というものを把握したいなと考えております。

続いて対応案の2です。

11ページになりますが、こちらは短期入所から始める仕組みということで、あくまでも対象は、様々な状況から入所調整が困難になっている方を想定しておきまして、こういう方が発生した場合に、市町村の方で、ケース担当者をちゃんと決めていただいて、そこでアセスメント可能な施設でアセスメントをしてもらう。さらに、地域での話し合いの場、協議の場というふうに暫定的に呼んでおりますが、そういったものの開催を呼びかける。

その上で、一定期間のアセスメントを行いまして、こちら2週間とありますが、こちらについては、絶対2週間ということではなくて、今様々意見を募っている中では、2週間に限定するのは困難だというようなご意見もいただいておりますが、一定期間受け入れを行った上で、その結果を協議の場で、地域の関係機関、入所施設、グループホーム、相談支援の事業所、そういったところと話し合っ、共有をして、どんなふうに地域の中で生活が継続できるかということを考えていただくということです。

こういった仕組みでないと、これまでは地域の施設に入所相談して断られたという時に、じゃあ隣の施設、次の施設という形で、どんどんどんどん遠くの施設、遠くの施設という形で、結局神奈川県外だったり、それこそ北海道、九州、そういったところまで入所先を求めていくという話も聞いておきまして、しっかり、最終的には長期入所ではないかもしれないですが、住み慣れた地域で生活を継続できるような方策というものを地域の皆さんで考えていただける、そういったような仕組みを作りたいと考えております。

次の対応です。こちらについては、こちらも緊急の仕組みなんですけど、基本的に今いくつかの資料、地域生活支援拠点等を通じて、しっかり緊急対応の仕組みを整えようと、努力されているところもありますので、そういったところは、そういった仕組みをまず使っていただく。

ただ、そういった方法でも、なおうまくいかないという時に、本当に限られた一定期間ではありますが、輪番性というものを地域の中で作っていただいて、そこで見えていただくという形です。その際には、場合によっては措置権限の行使という形を使って受け入れていただくということをやりたいなと思っております。

今言ったこの緊急対応の輪番性と、先ほどの短期入所から始まる仕組み、この2点につきましては、例えばモデル的に実施をしようというふうに検討しておりまして、現時点では県西圏域での実施というものを検討しているところでございます。

そういった結果を受けて、どうしていくかも検討していきたいと思っております。

最後、13 ページ目に、御意見いただきたいところとしては、対応の1から3についての御意見、地域生活支援拠点の部分で、緊急受け入れが進まない点について、何か御意見とか、解決策のアイデアがありましたら教えていただければと書いています。

限りある施設の空床をどうやって有効に活用するかと、地域生活が困難な状況に陥った後、どういうふうに施設の機能とかを使って対応できるかという点から、この対応の1から3を今後実施していきたいと考えております。

障害サービス課から以上です。ありがとうございます。

《鈴木会長》

ご説明ありがとうございました。

障害者支援施設の利用希望に対する実態調査が行われ、それらを踏まえて、今後の方向性ということが示されました。対応策1、2、3ということでございます。

特に、今ご説明いただいたところの資料の最終ページ、13 ページのところに障害サービス課から、この協議会のところで意見をいただきたいということで、5点ほど挙げられております。

この1、2、3については、積極的に皆さんから、どんなふうに、現場感覚から見ると、実際機能するかどうかという、ご助言いただければと思いますが、いかがでございましょうか。

気になる方からどうぞ、気のついたところからお声をおあげいただければと思います。いかがでございましょうか。

どうでしょうか。

はい、お願いいたします。

《森下委員》

この調査が私どもの相談支援事業所にも来て、調査の仕方や内容に違和感を感じました。利用希望は本人の希望なのか、事業所の希望なのか、施設の希望なのか、誰が見立てをしているのか。今回の調査は、施設側から見たらこういう人がいるという、実態調査なんだろうとある程度は理解しましたがけれども、基本的に施設利用希望する人って、僕はいないと思うのです、今の世の中。

利用希望はどのくらいいますか？と言った時に、当事者の方や家族に聞けば別だと思い

ます。家族に聞けば、いや、困っています。だから、うちの子、将来、親亡き後という、家族の心配事で、重い障害のある方々の親御さんはグループホームというよりは、大体施設って言葉を先に出しますから、あくまでも本人の希望ではなくて、家族や、支援をしている周りの人たちの希望、状況把握なのだろうと違和感を感じました。

それで、入所施設をどういう場所として見るかといった時に、入所施設だけが特殊な場所のように見る見方をしていますけれども、そもそも、誰のためのこういう考え方を持つのかによって違ってきて、今のままだと日本の福祉の限界値を示しているような気がします。

それはなぜかというと、限界値は支援が困難だ、家族が見られない、つまり本人のためということとは全然誰も考えないところ、限界値を示していると思います。

障害福祉の基本的なところで、本人の自立支援をどう考えるかから考えるべきです。

自立していくためのステップアップに短期入所もあると思うし、自立生活をしていくためのワンスポットに入所施設での一時的なトレーニング、あるいは家族がどうしても見られないなら、屋根が必要です。本人が暮らすための屋根が必要なら、一時的にそういう屋根の確保ということが必要だと思います。

本人にとって、どういうふうな価値観や考え方を持って調整をしていくかというところが欠けて、困難な状況があれば、入所施設で見てほしい。本人望まないですよということです。

でも、本人の自立支援、地域で暮らすとか、自立をしていくためのステップアップの中には、色々な困難や課題を抱えます。そういう時に、施設側はどう協力してくれるのですか？短期入所は、本人の自立のためにどのように有意義に使っていったらいいのでしょうか？そういう議論が欠けています。そして、短期入所の利用時も、結局途中で多分協議をするわけです、どうしましょうかと。

5、6年前のコロナの中で思ったことが、短期入所には「緊急短期」と「普通の日常的な短期利用」という側面がある。どちらかというと、普通の短期は、自立支援的な要素を見ながら。でも、どうしても緊急に短期利用しなければいけない時に、72時間ルールを作った方がいいと思ったのです。

つまり、緊急的にどうしても屋根が必要だから使った。使ったら、24時間以内、あるいは48時間以内に次のカンファレンスを開いて、72時間くらいには大きな方針を決めていく。それが例えばこの屋根という入所施設を使っていくということもあります。

ここでは、ある一定期間、見てもらわなければいけない。その見ている間も、カンファレンスをし続ける。定期的なカンファレンスをして、本当にここで少しいなければいけないのか、あるいは一回家に戻す、別な場所で暮らすためにはどうしたらいいか。結局、場所に入れば、関係者は「やれやれ」と離れていきます。その「やれやれ」で、それでだ

いたい時間が過ぎて、結局施設側が、もう少しどうにかしてくれよと言った時に、初めて周りの関係者が「あ、ここの施設はもう受けてくれなさそうだから、次の施設を探しましょう」みたいな話がされる。

だから48時間、72時間といったカンファレンスを必ず行うということです。集まって、それを関係者が先ほど言った個別支援計画やサービス等利用計画を通して、どうしたらいいのだろうかと協議の場を必ずタイムスタディの中に入れていく事が大切です。その繰り返しがない限り、本人が望まないことを、気づいたら何年も短期入所をぐるぐる回しているという風に、そのことは人権問題だと思います。

ちょっと辛辣な意見を言ってしまいました。やはり本人ですよ。本人の意思決定支援がこれだけ言われているのであれば、まず望まないだろうという価値観からスタートしなければいけないと僕はいつも思っています。

《鈴木会長》

はい、ありがとうございます。

おっしゃるところ、本当に大事なところでありますね。

資料の3ページのところに、調査結果の下から2段目には、希望理由は家族の事情のものが多く、障害者本人による利用希望は少なかったとありますけど、多分ゼロではないかと私も思いながら見ておりました。

これは本当に障害者支援施設をどう見るのかということで、大事なことだと思っております。そもそも、本人の緊急性があって、とかということでもなく、本人の希望があってもなく、周りによって居所が定められてしまうということですね。

とはいえ、こういった調査の背景には、サービスにつながらずに、残念ながら最悪の結果といってしまうのか、県内、あるいは、県外に転出された方、県にゆかりのある方が、そういったことになったという、苦い経験も含めて、取りこぼさないようにという、そんなようなものもあっての、この取組ではないかと思っております。

でも、本当にまず本人にとってどうなのかということが大前提として、この仕組みが、具体的なものが動いていくにあたっては、考える必要があるということは、大事なことかと思えます。

ありがとうございます。他に皆様からどうでしょうか。

この具体的な対応策ということで、当然本人中心ということ置きながら対応策の1の空き情報の共有、2のショートステイ、短期入所から始める仕組みの在り方、それから緊急対応、この辺りのところで、これは久々に見た気がします。措置入所ということも含めてということでございますが、何かありますでしょうか。

先に小泉委員から、次に安田委員から、お声をあげていただければと思います。お願い

します。

《小泉委員》

対応案2で、アセスメント可能な施設で支援の方向を見出していくのは、大事なことだと思うんですが、そのアセスメント可能な施設とは、どういったところが想定されていますか。可能な施設を増やしていくための取組みも、合わせて考えていく必要があると感じました。

《安田委員》

対応案2については、アセスメント可能な施設に受け入れを打診するというようなスキーム化といいますか、この辺り、どうなのだろうかということ。もし、県の方から何かお考えがございましたら、お聞かせください。

《事務局》

アセスメント可能な施設としてはですね、おそらくこれは行動障害とか、そういった状態にある方を想定しているので、これまで行動障害の支援に非常に力を入れてきた施設であるとか、強度行動障害支援者養成研修等の指定事業者になっていただいているところになってくるかと思しますので、例えば県立の施設等も、そういった力のあるところはたくさんありますから、そういったところとか、そういったところに限らず、民間の施設であっても、強度行動障害の非常に強みがあるところとかもありますから、そういったところにもお声かけをしていきたいと思えます。

また、強度行動障害の方の支援力の底上げという点では、様々な研修を行っていたり、広域的支援人材と言われるような、色々な施設に出向いて行ってアドバイスをできるような、そういった方を今いくつか御依頼をし始めているところですので、そういった方も活用しながら、これまで長らく、民間の施設だとなかなか、行動障害の激しい状態の方を受け入れるというのが難しかったのですが、そういった方の、そういった状況が、少しでも変わるようにという形での取組、少しずつ今取り組んでいるところでございます。

以上です。

《鈴木会長》

小泉さんどうでしょう。

なかなかちょっと、例が分かりにくさもあったかもしれませんが、大丈夫でしょうか。よろしいでしょうか。

では、安田委員からも、お手が挙がっておりましたので、お願いしたいと思えます。

《安田委員》

実際に、相談支援の現場では、こういったことは日々行われているというか、なかなか自宅で暮らし続けることが難しいご家庭については、短期入所をお勧めすることから始まって、少しずつ家から離れた暮らしを提案して、作っていき、最終的にご家族と離れて自立していくというか、その先が施設なのか、グループホームなのか、一人で暮らしていくということなのかということがあるので、実施する内容は、違っているということではないですけれども、この仕組み自体が非常に施設に主体が置かれているので、どういうことを目的に調整していくのかという、個人個人に対してはこういうことはすでにやられていると思うのですが、施設の側からこうやって、空き情報が確かにまとまっていると、私たち相談員としては非常に、あ、あそこに相談していけばいいんだなということがわかって、それも助かるといえば助かるけれど、一方で、じゃあそこに登録して、短期入所をしていきながら、その3番の、緊急対応が必要な時に速やかに対応できるようにすることなのか、その辺は施設単位で取り組まれるのか、それとも県の単位で取り組まれるのか、それとも市町村でそういったハイリスクな御家庭、御本人のリストを作って、それを市の単位で調整をしながら進められるのか、その辺が少し分かりづらいというか、どういう方向性を持って進められるのかというのが、私としては分かりにくい。

実施する内容が違っているということではないですけれど、どういうことを想定して、どういう調整を求めていくのかなというのが、若干まだ分かりにくいと思いましたので、教えていただきたいと思います。

《鈴木会長》

はい、ありがとうございます。

県の方から、ぜひ説明をお願いしたいと思います。

《事務局》

ありがとうございます。

対応案2などの仕組みは、基本としてはやはり入所施設の入所とか、そういったものが必要だろうと思われるけれども、なかなか入れないという方を想定しておりまして、どうしても施設が必要だという話でまとまっているとか、ご家族の意向が強いとか、そういった方に対して、どういうふうに解決していくかという話かと思っておりますので、どうしても、入所施設というところは結構大きく出てしまうのです。

ただ、これは、単に入所施設に入る、入らないという話ではもちろんないと思っておりますので、地域の様々なグループホーム、日中サービス支援型グループホームも、いろいろ

問題があるとかないとか言われていますが、行動障害のある方の受け入れという重要な目的も担っています。そのため、市町村によっては、行動障害のある方も受け入れようという目的のところもありますし、様々な通所サービスを活用したり、個々の状況に応じた多様な支援の工夫を行い、利用を決定している市町村もあります。そういった様々な支援の在り方、アイデアを、長期入所ということだけではなくて、地域で話し合っていたくということができればいいかなと思っております。

非常にわかりにくい回答になってしまうのですが、話の始まりは確かに入所施設に入るとか入らないとかということの解決策として考え始めた話ではあったのですが、やはり施設の方と色々ご意見伺っていくと、そういう問題ではないんだなということで、途中から、グループホームとか、そういったものも含めて、様々なことをさせて、とにかく地域生活が継続できるかとか、そういったことを考えていくような仕組みとできればと考えております。

以上です。

《鈴木会長》

はい、ありがとうございます。安田委員、いかがでしょうか。
まずは伺いましたというところでしょうか。

他に皆様からいかがでございましょうか？

こちらの仕組みでありますけれども、今このような検討が進んでいてということではありますが、具体的にどんな時期から、これを実際可能という見込みでございましょうか。

《事務局》

今は、様々な会議の場で、こういったことをやりたいという話をしている段階でございまして、この後3月からは、より具体的に、県西圏域の方とお話をしたり、これに合わせて、対応案2、3を実施するにあたっては、予算の方もかなり取りまして、いくつか加算的な形の事業や、委託事業みたいなものもできたらいいと考えているので、そういったものを一番早くて4月から、スケジュール通りできれば、スタートさせたいと考えております。

《鈴木会長》

はい、ありがとうございます。他に皆様からどうでしょうか。
どうぞ、森下委員、お願いいたします。

《森下委員》

対応案2の協議の場ですね。

この協議の場の具体的なイメージは、どのようなイメージですか。先ほど僕は 72 時間プランを出したのですが。

〈鈴木会長〉

ありがとうございます。どうぞ、県の方から、お願いいたします。

〈事務局〉

協議の場については、実施単位としては、障害保健福祉圏域単位を考えておきまして、そこで今考えているのは県で新たにやる委託事業の中で、こういった協議の場の事務局機能をお願いできないかなみたいなことは一つ、あるにはあるのですが、そういったところに事務局の機能としてお願いをして、実際に開催にあたって参加いただくのは、市町村のケース担当の方とか、生活相談の方、地域の入所の施設とか、グループホームとか、機関系の支援とか、そういったところに来ていただければということイメージしております。

〈鈴木会長〉

森下さん、いかがでしょうか。

〈森下委員〉

はい、イメージはわかります。

わかるのは、過去に僕もこういう形でやったことがあって、たまたまその当時は県から、ネットワーク強化事業としてお金をいただいていたので、横須賀三浦圏域は先ほど言ったように入所を希望している方々が多い地域です。多いというのは、過去に横須賀三浦の方の人口比における入所施設の利用割合を調べたことがあります。そしたら高かったです。全県の中で高かったです。裏を返すと、住んでいる人たちの結構な人は、施設利用のイメージが強いのだということがこの数字からも裏付けられていると思います。

その時に、この横須賀三浦圏域の皆さんに、この圏域の中で一番皆さん困っている方はどなたですか？と相談員等の会議で聞いたら、Aさんと口をそろえて皆さんが言いました。

なぜAさんなのですか？と聞いたら、Aさんが7年間短期入所をぐるぐる回って、屋根が見つからない人だという。はじめは、家族の体調不良から利用開始している。7年間解決するためのカンファレンスは開かれなかった。そこに関わっているすべての短期入所の方、移動支援の方、日中活動の方を集めて、カンファレンスを毎月開きました。目標は最初から立てました。1年半後に屋根を見つけましょうと。まずこの会の目標です。Aさん

のチーム作りとして。家族も同席してもらいました。家族も、とにかくお母さんが体調悪くして、娘さんは7年間ぐるぐる短期入所している。

入所施設の皆さんは、その方が行動障害という認識のもとに、皆さん、断っていたのです。結局、入所施設を探さなければいけないということで、アセスメントの基本シートを通所施設で作っていただきました。本人説明の内容がないと入所施設へのアタックができません。短期入所の皆さんと同時に、県内の入所施設に、こういう方ですけどというアセスメント表を持って、短期入所させてくれませんか、ひいては短期入所のための施設利用できませんか、ということをおアタックしてみました。

その間に、短期入所の皆さんが、それぞれの短期入所での様子を意見交換する中、お互いが夜間の部分のアセスメントができていなかったことに気づきます。日中は通所ができたけど、夜間のアセスメントは、何か所かの短期入所事業所の方をお願いして、それぞれの実態状況を上げてもらいました。大体同じような行動パターンと、同じような状況課題がありました。うまくいっているところと、うまくいっていないところがあることがわかりました。そのうちに、行動障害と評価されていたけれど、実態は皆さんそこまでの感じはなく、受けてくれていたのです。ただ、1回だけ、どうしてもこの方をお正月に受けてくれるところがなくて、裏技を使い、自閉スペクトラム症に関するアセスメントをしてほしいかとお願ひして受けていただきました。すると、対応する仕方がだんだん見えてきて事業所によっては社会参加的なアタックをしてくれる短期入所事業所も見つかって、結果、1年半で屋根が見つかりました。

つまり、この「協議の場」をどう考えるかということです。本当に本人を中心としたチーム作りをどう考えるか。もちろん、そのチーム作りを進める人が重要になります。形式的なことを繰り返しては、絶対見つからない。

それぞれの特性や、組んでいるチームで、チームの中から、どういう成果物を得ていくかを、最初から考えながら行う。情報は関わっている人たちにしかないのです。新しい人が参加して、その人を評価したからといって、何か見つかるわけではなくて、今関わっている人たちでチームをまず組むということからしないことには、情報がまずわからない。そういうことを丁寧に、最初から1年半というフラッグを立て、1年半できっちりと屋根を見つけることが大切です。

同様のことは、何件かあります。だから、最初に目標を持たないと、次が見つからない。この協議の場の在り方が、形式的にならないで、どうにかAさんのためのチーム作りの場として、これが地域に活かされていくような協議の場になっていただけるとありがたいと思いました。

《鈴木会長》

はい、ありがとうございます。

ぜひ、今の部分を参考にしていただければと思います。いずれにしても、現在も入所施設に入るにあたっての様々な協議会はあって、そしてまた新たにこういった県としての、圏域を中心とした取組を作っていくというところでもありますけれども、この辺のところは、従前のところとの整理といいますか、そういったものも大事になってくるのかと思っております。

既に先ほどの資料の中では、地域によっては、例えば横浜は、昨年の10月からですか、独自の入所調整が始まっていたりということもありますし、オール神奈川でやっていくにあたって、どういう形が良いのかというのは、また考える必要があるのかと思っておりました。

どうぞ、吉田委員、お願いいたします。

《吉田委員》

今後考えていただけるということなので、非常に期待するのですが、僕は地域移行とセットの話だと思っていて、現場で相談支援をしていると、本当にないのです、空きが。受けてもらえないのです。特に行動障害、医療的ケアもそうですけど。

今、森下委員のお話は、僕は個別の相談支援の話だと思って聞かせていただいたのですが、この支援がAさんで終わることのないように作っていくのが、この事業ではないかと思っています。既存のものだけでは絶対無理だと思っているので、例えば日中支援型の空床保証ができないのかとか、それからこれ出ていないですけど、移動の問題はどうするのかとか、いわゆる支援員が少ない中で、余剰で受け入れるのかみたいなところも、併せて考えていくためには、やはり僕も、個別の相談支援に従事している、いわゆる相談支援の視点というのをぜひ協議の場に入れていただきたいというのと、もちろんそこには県のアドバイザーにも入っていただきたいですし、あくまでも個別の支援を個別の支援で終わらせないための仕組み作りにつなげていきたいと思ったので、少し手を挙げさせていただきました。

以上です。

《吉田委員》

はい、ありがとうございます。

笹田委員もちょっと、手を挙げられていらっしゃいましたので、お願いいたします。

《笹田委員》

神奈川県障害者虐待防止センター、笹田です、2点だけ手短かに。

1点、私ども虐待防止センターでは、後で部会の話出のですが、市町村障害者虐待防

止センターの虐待対応についての調査をさせていただいた中で、やはり緊急時対応のところでお困りになっている人たちが多かったということで、先ほどの森下委員のお話もありましたけども、やはり日頃から、地域にそういう方がいるのか、いないのかっていうか、上がってこない潜在的な方をどう拾っていくかっていうのは多分大事だなと思っております。

それから2点目が、こういう仕組みを作りましたということであれば、その仕組みが機能できることが一番大事だなと思ってます。

仕組みは作ったけど、いざという時に、どれだけそれが機能できるかということと、今後より精度を高めていただければと思います、期待しています。

以上です。

《鈴木会長》

はい、ありがとうございます。

まだまだご意見をいただきたいところでございますが、各委員からかなりテクニカルなところから、政策的なところまで、色々なご意見が出たと思いますので、さらにご検討いただければと思います。よろしくお願ひ申し上げます。

では、次の議題に入らせていただきます。

ここからは報告事項ということでございますので、手短に、お願いできればと思います。

では、まず(1)でございますが、研修企画部会の開催状況についてということで、ご説明をお願いしたいと思います。

《事務局》

障がい福祉課企画グループの藤岡です。

研修企画部会のご報告ということで、させていただきます。

適宜ですね、必要な補足につきまして、座長の菊本座長、吉田副座長からも何かありましたらお願いできればと思います。

資料7をご覧ください。

まず相談支援従事者養成研修に関してですけれども、詳細は資料8に掲載させていただいております。

今年度、相談支援従事者初任者研修を実施しておりますが、県域、横浜市、川崎市、それぞれですね、独自のカリキュラムのプレ研修と一体的に実施しております、県域で198名、横浜市で134名、川崎市で50名の、合計382名が修了ということになっております。

このうちの何割かが就職というところ、この辺が今課題になっているところです。

更新研修にあたります、現任研修につきましては、後期の県域の現任研修が今開催中な

ので、暫定になりますが、合計 300 名の修了となっております。

同じくですね、地域の中核的な役割を担う主任相談支援専門員研修に関しましては、46 名が修了ということになっております。

相談支援専門員の育成というところでは、引き続き継続した養成が必要な状況となっておりますが、その養成の担い手でありますファシリテーター、講師の確保、育成ですとか、その負担なんかも考慮していかなければならない状況となっております。

指導者層のネットワークを構築するための研修なんかも、今年度は計画をして、実施しているのと、法定研修がカバーしきれないスキルアップというところに関しても、研修ということで、今年度は開催しております。

引き続き、こうした課題、検討しながら、取り組みを検討していきたいと思っております。

続きまして、基幹相談支援センター連絡会の開催についてになります。

予定ということで、報告の方が上がっていますが、つい先週ですね、2月13日に、金曜日ですが、第2回連絡会を開催されております。

テーマをですね、次期障害福祉計画改定に向けた、各圏域での取り組みの方向性について考えるとしまして、厚生労働省の相談支援専門官ですとか、社会保障審議会、障害者部会の委員を務めた、日本相談支援専門員協会の代表理事である富岡氏のお話を聞きまして、演習によるグループワークに取り組んでおります。

3点目、相談支援事業所開設促進事業の開催ということになります。

詳細は資料9をご覧ください。

障害保健福祉圏域ごとに、昨年度に引き続きということで、2部構成での8回開催ということになっております。

今年度ですね、昨年度同様ですが、多くの方にご受講いただいております。報酬改定による基本報酬の見直しの関心の高さというところに加えて、今年度はですね、複数事業所の協働体制確立による、運営の安定化に向けた取り組みの事例の紹介なんかも、新たに組み込んだりいたしまして、開催しております。

すでに開設を行っている方、これから開設をとという方だけでなく、すでに開設を行っている方も、受講対象としているセミナーですので、引き続き内容についての検討はさせていただきつつ、経営を支える仕組みの一つとして、引き続き実施していきたいと考えております。

最後ですね。

4点目、改定されました神奈川県相談支援従事者人材育成ビジョンの、普及啓発に関してになります。

詳細資料10をご覧ください。

こちらですね、ビジョンの考えを共有した上で、各施策をですね、考えていく際の共通

のモノサシとなっていくことを目指しまして、初任者、現任者、主任研修、それぞれの受講者に、研修受講にあたってですね、一読いただきたいという旨を、それぞれの研修の募集要領に記載いたしましたほか、各研修の初日においては、ビジョンの内容についての御紹介、説明をいたしました。

またですね、第1回の基幹相談支援センター連絡会が、7月9日に実施されておりました、ここで全県の基幹相談支援センター、主任相談支援専門員、各市町村行政職員向けまして、ビジョンの内容についての説明を行っております。

その後ですね、県域のみになります、各障害保健福祉圏域の第1回協議会におきまして、こちらのビジョンの改定についてのご案内というところで、させていただいております。

ちょっと、そうですね、県としての人材育成の方向性、体制の仕組みを作っていくためのものとして、このビジョンが機能していくために、一人一人の相談支援というものが個人にまで浸透していくことを目指しまして、引き続きですね、こういったところの活動の評価も、新たに行實先生の方の委員参画も決まりましたが、こういった活動の評価もいたしつつ、今後の展開について、引き続き検討していきたいと思っております。

ちょっと早足になりましたが、私からの報告、以上となります。

《鈴木会長》

はい、ありがとうございました。

研修企画委員会のことにつきまして、菊本委員、吉田委員、もしございましたら、何か補足いただければと思いますが、どうでしょう。

《菊本委員》

基盤整備の方が、もうしっかり整ってきたということで、令和8年度、本当にこの基盤整備をもとに、具体的な活動を行って、より良い障害福祉サービスにつながっていけばいいなと思っております。

《鈴木会長》

はい、ありがとうございます。

皆様から御質問、御意見はございますか。

研修企画部会、障害福祉人材、相談支援人材は人を育てる、また仕組みを作るという、たいへん重要な部門でございますので、引き続きよろしく願い申し上げます。

では、続きまして、報告事項（2）でございます。

権利擁護部会の開催状況についてということで、ご説明をお願い申し上げます。

《事務局》

資料 11 をご覧いただければと思います。

申し訳ございません、題名が令和 8 年としてしまって、ミスプリで、令和 7 年度と直していただければと思います。失礼いたしました。

私は権利擁護部会を担当しております。

本日は、令和 8 年 1 月 20 日に実施しました部会について、報告させていただきます。

なお、本日ご参画いただいております鈴木座長、山崎委員、笹田委員については、権利擁護部会についてもご参画いただいて、ご指導いただいております。

誠にありがとうございます。

では、内容ですけれども、部会では 2 つの議題を扱っております。

1 つ目は、令和 7 年 12 月 24 日に県から令和 6 年度の県内の障害者虐待の状況、障害者虐待の統計の記者発表をいたしました。

障害福祉課と、障害サービス課から、内容についてご説明をしております。

また、出席の委員様より、それぞれのご所属での、令和 7 年度、統計は令和 6 年度のものになりますが、今年度の虐待相談の状況について、傾向をお伺いしています。

やはり、どこのご所属のご相談についても、かなり件数については増加傾向だというようなご指摘をいただいております。

2 つ目ですけれども、先ほど少し笹田委員も触れていらっしゃいましたが、県から神奈川県福祉サービス振興会に調査を依頼しています、県内市町村障害者虐待防止センターの運営状況に関する調査についてご報告しました。

市町村虐待防止センターでは、養護者、施設従事者、使用者虐待の通報、届け出の相談の窓口ということになります。その運営実態の把握を通じて、今後の市町村支援に生かしたいというところを考えて、県として調査を行いました。

現在は最終的な結果をまとめている、令和 7 年度中に、県内の市町村様と結果を共有して、県としても生かしていきたいとに考えております。

皆様におかれましては、今後とも、どうぞよろしく願いいたします。

以上となります。

《鈴木会長》

ありがとうございました。

このことについて、参加いただいて、笹田委員、山崎委員、何か補足ございますか？

皆様からの御質問、御意見ございますでしょうか？

神奈川県虐待統計については、ちょっと特異な傾向が見えておりますので、ぜひ眺めて

いただければと思います。

全国と少し違う動きが見えているところもございます。

続いて、報告事項の3番と4番を合わせて、新たな地方独立行政法人の設立について、また、県立中井やまゆり園において、利用者本人参加による個別支援計画の作成を適切に行っていなかった件について、この2点について障害サービス課によるご報告をお願い申し上げます。

《事務局》

資料12をご覧ください。

新たな地方独立行政法人の設立について、今年度の設立について、4月に向けて準備を進めてきているものになります。設立目的が、ご覧の通りになりますが、法令の基本理念に基づいて、認可申請自体は12月中に終わってしまっていて、3月の下旬に問題なければ認可されるといったようなスケジュールで動いているものです。

(5)は、法人の取組で、アからエまで項目が書かれています。

設置主体が神奈川県、神奈川県から法人に対して、指示をするという中期目標というものがございます。

そこに掲げている柱が、アからエになってしまっていて、当事者目線による地域生活支援の実践ですとか、科学的な福祉の研究に基づく、当事者目線の推進などになっております。

プレ研究としましては、本年度から取り掛かっている部分もございます。

法人側では、10本程度テーマにした研究を進めていきたいと考えております。

当事者目線の支援を実践する人材の育成ですとか、地域社会、共生社会の実現に向けた普及発信というところもございます。

人材育成の方は、再現性のある当事者目線に立った支援を実践する法人職員を育成しというところがございまして、具体的には研修や専門力を高める、そういったような研修、民間施設との職員交流といったものを通じて育成をしていければと考えています。

本日が、2月ですが、設立準備の状況です。まずは組織体制になります。

中井やまゆり園の運営や、当事者の地域生活を支援する支援部門の他に設置する予定でして、準備を進めているところです。

そのほか、人事給与制度、財務会計制度を県の制度に準じて準備を進めています。

同じく、情報システム、そういったところも準備を進めています。

オを飛ばしまして、カの職員確保です。こちらの方も(2)で、表が2ページにわたってございますが、採用活動を今年度を通じて行ってきました。

もともとは、職員確保に向けた取組の一業務でございまして、法人設立当初の職員の表でご覧の通り、数多くの方にご応募いただいて最終合格者、辞退の方もこの後出ておりま

すので、スムーズな支援がこのまま続けられるような、そういった体制は敷ける見込みとなっております。

この他ですが、新たに中井やまゆり園に事務棟を建てるような作業を今進めていたりですとか、シンボルとなるロゴマークの設計ですとか、職員宿舎として、集合住宅を秦野駅前のところに少し借り上げたりしてなるべく職員の定着にも努めていきたいと考えております。

続きまして、(7)です。

こちらの方も今年度実施をさせていただきまして、先ほどお伝えしたような中期目標に対する意見ですとか、業務実績評価に対する意見等をお伺いしながら、進めてまいりました。

さらにおめぐりいただいて、(9)の中期計画ですね。

中期目標の下に位置づいていまして、より具体的に何をやっていくんだということを定めるものが中期計画になります。

こちらは、本来は法人が立てていくものになりますが、今回に限っては設立という状況もありますので、県の方で案等を作成しながら、最終的には法人で決めていくといったようなもので作っていくものとなっております。

ズラズラと書いてあってというところが資料となります。

説明は以上となります。

《事務局》

続きまして、障害サービス課担当課長の吉田です。中井やまゆり園での利用者不参加の個別支援計画作成について、資料 13 をご覧いただければと思います。中井やまゆり園で個々の利用者の支援内容を定める個別支援計画の作成に当たり、利用者との面接を行って実施するアセスメントと、その後の具体的な個別支援計画を作成する会議に本人が参加できていないことを確認しました。

具体的には、園に関する事項とありますけれども、このアセスメントを利用者に面接しに行くとされているが、面接した記録がないなど適切に行われていなかった。

2つ目としまして、令和6年度の制度改正によりまして、個別支援計画を作成するためには、原則として利用者本人が出席した上で行われなければならないこととされておりますけれども、同席してなかった。

また、これまで作成してきた個別支援計画について、利用者本人に説明していなかったことなどが、我々として問題だと考えております。

以上です。

《鈴木会長》

はい、ありがとうございます。

中井やまゆり園に関する、二つの報告ということでございました。

皆様からご質問、ご意見ございますでしょうか。小泉委員、お願いいたします。

《小泉委員》

中井やまゆり園の個別支援計画もありますが、私は昨年度今年度と障害者支援施設の当事者巡回に参加させてもらって、見れば見るほど、やっぱり施設がきれいで、開かれた環境であればあるほど、職員が充実していて、堂々と自信を持って発信したり、その結果、利用者にとってすごくいい支援につながっているというのは、とても実感しました。

こういった個別支援計画の作成なども、指導監査だとか運営指導がしばらく行っていなかったというのも、問題があるのかもしれないですけど、やっぱり人材交流を進めたりとか、取組を積極的に発信していくような仕組みを作ることで、どんどん開かれた環境を作っていくって、こういったことが起こらないですよ、私たちはしっかりやっていますよっていうようなところを、見せていただければ嬉しいなと思いました。

《鈴木会長》

はい、ありがとうございます。

小泉委員からは、こういった取り組みが、様々な発信が、開かれた施設、透明性のある運営に結びつくだろうと、こういったような趣旨かと思えますけどね。

では、お願いいたします。

《事務局》

ただ今、障害サービス課の方からご報告をさせていただきましたけれども、まだ中井やまゆり園ですね、個別支援計画の作成について適切に行われていなかったということで、ご報告をさせていただきました。

県では、本当に当事者目線で、どのように障害に苦しむ方たちの人生をお支えしていくのかということ、毎日本当に身を削り、心を削りながら全身していただいている皆さんに対してですね、大変申し訳ない状況を中井やまゆり園として、起こしてしまっていたことをまずはお詫び申し上げます。申し訳ございませんでした。

利用者の皆さん、毎日本当に頑張ってご自身の生活を開いていらっしゃいます。

私たちにできることは、本当にそうした利用者の皆さんに対して、あるいは地域で活動を支えていただいている皆さんに対して、その生活を、しっかり作っていく、利用者の皆さんが、次の自分の人生をどのように進んでいくのか、そこに対してお支えをしていく、

その質を上げていくことでしかも、お返しすることはできないと思ってます。

力を合わせてですね、独立行政法人にするのも、誰のためでもなくて、利用者の皆さんのために、地方独立行政法人にするのだということで、進めてきているものでございますので、ぜひ引き続きですね、御指導、御鞭撻いただければ、大変嬉しく思います。

本当に申し訳ございませんでした。お時間いただきまして、ありがとうございました。

《鈴木会長》

ありがとうございます。

本当に、今仰ったように、質を上げ、そして何より利用者のためということでの、新たな形を期待しているところでございます。どうぞよろしく願いいたします。

ありがとうございます。

では、ここまでで報告事項は終わりということでございます。

全体の方、皆さんから何かおっしゃり忘れたことなどありましたら、ちょっと伺えればと思いますけども、どうでしょうか。よろしいでしょうか。

予定されていた時間を既に過ぎておりますけれど、毎回申し訳なく思っております。

お詫び申し上げます。では、これで事務局の方に進行の方お願いしたいと思います。皆様、ありがとうございました。